

## 第二章 台方村の小集落と知行所

——村運営における入地の位置をめぐって——

小松 賢司

### はじめに

本章では前章に引き続き、入地と呼ばれる台方村の小集落に注目する。前章では、台方村は「入地の集合体によって形成された村落」であるとの認識のもと、入地の果たした役割や入地運営の仕組みが明らかにされ、また松平知行所に見られる「入地組」についても検討が行われた。本章では前章の分析を踏まえ、入地と知行所との関係について、より深く掘り下げていくことにする。

まずは台方村における入地と知行所、そして台方村全体との関係に関する先行研究を、前章での整理との重複を恐れずに確認していきたい。

伊藤陽啓氏は入地について、「冠婚葬祭にかかわる行事をとり行う単位であり」「生活共同体にほかならなかった」とし、また村と入地の関係については、生産共同体と生活共同体という関係であったと評価した。<sup>(1)</sup> 知行所については、

台方村全体の村入用が各知行所に高割されていること、知行所ごとに置かれた定使が台方村全体での決定事項を知行所付百姓に伝達していることなどから、「共同体機能を備えてはいないものの、共同体機能をもつ村の運営を支える重要な下部組織として機能していた」と評価<sup>(2)</sup>し、また宝暦期・寛政期の争論の分析から「村と知行所が対立的関係にあったのではなく、知行所が村に対して相対的に独自性をもつがしかし村全体の秩序に包摂されていた存在であった<sup>(3)</sup>」と論じている。ただ知行所と入地の関係については、明治にいたつての変化に対する評価を除いては、「史料的に不十分であるが、入地結合が優先されていたと思われる<sup>(5)</sup>」と述べるに留まっている。

渡辺尚志氏は、弥勒入地に居住し河野知行所の名主を務めた前嶋家を事例に、同家の経営に対する入地・知行所の規定性を検討している。そして、入地・知行所のいずれの規定性も一度度認めつつ、「前嶋家の地主経営に対して相給知行が、入地の規定性に解消されない一定の規定性を与えて」おり、「幕末には前嶋家の小作人が納める小作料の中で、河野知行付の小作人のそれが、弥勒居住の小作人のそれを上回るに至っている」と指摘し、知行所の規定性をより強いものとして評価している<sup>(6)</sup>。

中村塾氏は入地と村の関係について、「①各知行所付百姓では対応できない日常生活における事態に入地が対応していたこと、②その入地に住む、異なる知行所の村役人が合議しながら入地の運営を行ったこと、③入地で決定したことは、四給村役人に披露していたこと」を指摘し、「入地が村の下部組織として位置づけられていた」と評価している。また、文化六年(二八〇九)に知行主の連名にて出された村法度について、その請印が入地ごとになされたことから、知行主が村把握のための単位として入地を利用し始めた<sup>(7)</sup>と指摘している。

以上、台方村の村―知行所―入地の関係に関する先行研究を確認したが、課題として次の三点を指摘したい。

第一に、村内小集落としての入地の性格を考える場合、土地所持との関係が特に重要となるはずである。村内小集落をめぐっては、支配の枠組みとして上から設定された村請制村を村人が捉え返し、村請制村が共同体として内実を獲得していく過程として、共同体Ⅱ小集落の分村運動などが注目されてきた<sup>(8)</sup>。これについて牧原成征氏は、分村運動とは異なる小集落間の平準化・均質化の動向を明らかにし、「自立化を強めた枝郷が分村を達成するには、独自の村高を持つこととそれを領主が公認することが最も重要な要件となる」と指摘している<sup>(9)</sup>。筆者も小集落について、それが「土地所有を基盤としているか否か」を確認することが重要であると指摘し<sup>(10)</sup>、実際に各地における集落と土地との関係を分析し、それが村社会に及ぼす規定性を検証している<sup>(11)</sup>。台方村においても、まずは入地が土地所有を基盤とする厳密な意味での「共同体<sup>(12)</sup>」であるかどうかを確認する必要があるだろう。

第二に、右のように入地の性格をおさえた上で、村―知行所という重層的な村運営の仕組みのなかで入地が置かれた、いわば制度上の位置付けを改めて検討する必要がある。入地が果たした役割や機能については前章にて詳しく検討がなされているが、それを踏まえさらに、台方村の村運営機構の全体像を明らかにし、入地がその機構の中にどう有機的に結びついているのかを明らかにする必要があると考えるのである。

右の二点の課題を考えるにあたって注目されるのが、前章でも検討が行われた「入地組<sup>(13)</sup>」である。村内で最大規模をほこる松平知行所では、名寄帳をはじめとするいくつかの村方帳簿が入地組単位に作成されており、村内他領や他村の土地所持者もいずれかの入地組に属していた。この入地組が村運営上および土地所持システム上においてどのような位置に置かれていたのか。この点を明らかにすることで、右の課題に迫りたい。

そして課題の第三として、右に整理した先行研究では、村―知行所、村―入地の関係が様々な分析されている一方で、知行所―入地の関係については検討の余地を残している。この課題を考えるにあたっては、入地がいずれも複数の知行所によって構成され、各知行所の村役人が、同時に入地代表者として入地運営を担っていた点に注目する必要

がある。入地運営のこうした仕組みの下では、入地内の知行所間にて利害対立が生じたさい、果たして入地が、その対立を超えて独自の紛争調停機能を果たし得るだろうか。この点を検討することで、複数の知行所によって構成される入地という枠組みの性格を明らかにし、知行所―入地の関係を明らかにしたい。

以上、先行研究において残された課題と、その克服のための方法を整理した。以下、一節にて本章での分析の前提について説明し、二節にて松平知行所の入地組について分析を加え、三節にて入地内の知行所間対立の事例として、嘉永年間に発生した「嘉七・由松屋敷地境一件」と呼ばれる出入りを分析する。

## 一 台方村における負担処理の概要

台方村の村方文書では、「役高」という語が頻出する。一般的な持高とほぼ同義であるが、その算出方法に特徴がある。はじめに役高の説明もかねて、台方村における負担処理の概要を説明しておく。

### 1 役高と年貢高

河野知行所において嘉永六年（一八五三）の年初から年番名主を務めた前嶋家には、同年前後の河野知行所の負担処理に関する帳簿がまとまって残っている。その一つである嘉永五年九月作成「反別名寄帳」（以下、名寄帳）の巻末および裏表紙には、前年まで名主を務めた峯吉から、年番名主となった治助（前嶋家）と保次郎に対して行われた名主役の引継内容がわかる次のような覚書が写し取られている。

〔史料1〕<sup>14</sup>

#### 相渡書札覚

御免状之儀者近年御下ケ無之二付追而願下ケ之上相渡可申候、為念如斯下ケ札致置候、

- 一、御割付免状
- 一、反別名寄帳 嘉永五年改メ
- 一、御年貢勘定帳 右同断
- 一、子之改役高帳 右同断
- 一、永方割付帳 右同断
- 一、百石割之帳 右同断
- 一、子ノ改宗門帳 右同断

又

右者去子十二月役儀御免被仰付候ニ付、先規之通り帳面七冊無相違相渡申候、以上

嘉永六癸丑年二月 先役 小安峯吉

年番名主 保治郎殿

〔裏表紙〕 表裏共紙数式拾九枚

七冊之内 台方村名主 小安峯吉

保治郎治助年番ニ付治助写置

紙数式十六枚江

年番名主の治助・保次郎へ引き継がれたのは、①年貢割付状(ただし、これは近年では領主から発給されていないとして引き継がれなかった)、②「反別名寄帳」、③「御年貢勘定帳」、④嘉永五年作成の「役高帳」、⑤「永方割付帳」、⑥「百石割之帳」、⑦嘉永五年作成の「宗門帳」、の七点である。そして史料1として掲げた嘉永五年の「名寄帳」も、裏表紙部分から分かる通り、引き継がれた七点のうちの一点である。前嶋家に残る嘉永六年前後の村方帳簿には、史料1の裏表紙部分と同様の注記がなされたものがある。これらの引き継がれた村方帳簿は、知行所名主による負担処理業務の根幹をなすものであるといつてよいだろう。

引き継がれた帳簿のうち、まずは「名寄帳」の内容を見よう。この帳簿は河野知行所付の土地を対象とした名寄帳であり、後述する通り、松平知行所においてもこれとほぼ同様の形式をとる帳簿が作成されていた。以下に記載例として、保次郎の口座を掲げる。

〔史料<sup>(16)</sup>2〕

組 保次郎

弥勒苗代屋敷

一、上田三畝拾五歩 三

半兵衛分、治郎左衛門分、治兵衛分、治郎左衛門と請取

分米四斗九升

内、式拾式歩 手樋引

分米壹斗式合七勺<sup>マツ</sup>

皆当畑半毛引

同所同断 此半、壹斗九升三合七勺

同所同断

一、中田三畝五歩 三

同断

分米三斗八升

皆当分畑半毛引

此半、壹斗九升

上中田高<sup>ノ</sup>八斗七升

内、式拾式歩 手樋引

分米壹斗式合七勺

上中合 当分畑半毛引

分米三斗八升三合七勺

二筆<sup>ノ</sup>四斗八升六合四勺

弥勒小平次居本

一、上畑壹畝拾四歩 十五 (所持者の変遷、略)

分米壹斗三升式合

田畑合

<sup>ノ</sup>高菴石式合

保次郎は田地二筆と畑地一筆を、いずれも字弥勒において所持している。ただし田地の二筆は「弥勒苗代屋敷」と記されている通り、実際には屋敷地として利用されていた。二筆は一まとまりの屋敷地として扱われており、保次郎の本家であり名主も勤めた小安治郎左衛門から与えられた土地であることがわかる。

一筆目の上田について、分米四斗九升から石盛を逆算すると一四が算出される。この一四という石盛は、河野知行所だけでなく、台方村のすべての上田に共通している。地目が上田であれば、たとえ屋敷地として利用されていても、石盛は上田として固定されている。この分米から、手樋分の二二歩(分米一斗二合七勺)が引かれ、残りは畑地であるとして半毛引にされ、最終的に残高は一斗九升三合七勺となる。同様に、三筆それぞれの残高が算出される。

注目したいのは、口座の末尾に記された「田畑合」の一石二合である。この高は、右のような過程を経て算出された残高の合計ではなく、引高を引く以前の分米の合計である。つまり、土地の利用状況を反映させない高と、手樋引や畑半毛引など利用状況を一定程度反映させた高とが併存しているのである。

これを踏まえ、次に「役高并役米帳」の保次郎口座を見よう。

〔史料3〕

保次郎

一、高壺石貳合

一、役米六合壺才

名寄帳の口座の末尾にあった土地の利用状況を反映させない高が、「役高」として書き上げられ、これに定数を乗じて「役米」が算出されている。

次に田方年貢を処理する「御年貢米勘定帳」を見よう。

〔史料4〕

保次郎

一、上田三畝拾五歩

分米四斗九升

一、中田三畝五歩

分米三斗八升

内、壺斗貳合六勺

上 手樋引

壺斗九升三合七勺

上 当分畑

壺斗九升

中 当分畑半免引

残而、三斗八升三合七勺

此取米、平式斗貳升五合壺勺

この史料では、保次郎の所持する二筆の田地の「役高」から、諸引高を引いた残りの高に、定数を乗じて取米が算出されている。このように年貢徴収の場面では、土地の利用状況を反映させた高をもとにして勘定が行われている。

以上から、二種類の高の使い分けが明らかとなる。「役高」の語は台方村の史料に頻出するが、それは土地利用状況を反映させず、いかなる土地利用が行われようとも一定を保つ高であった。これに対し、年貢徴収に用いられた土地利用状況を一定程度反映させた高を、以下では「年貢高」と呼ぶことにしたい。



## 2 年貢高をめぐる矛盾

一定を保つ役高に対して、利用状況によって変動する年貢高は、その決定をめぐる矛盾が生じる可能性がある。この点について、時代はだいぶ遡るが、文化七年（一八一〇）に発生した質地出入りから少し検討を加えておきたい。出入りの願人である次兵衛は前嶋家当主であり、河野知行所付百姓で、村役人は務めていない。河野知行所の名主は、『前嶋家文書目録』の解説によれば、天明期までは治郎左衛門が、寛政期には恒右衛門が務め、文化二、三年には松平分名主の彦兵衛（有原家）が兼帯し、その後、遅くとも史料の作成された文化七年までには、治郎左衛門が名主に復帰している。出入りの相手はこの治郎左衛門である。

〔史料5〕<sup>(20)</sup>

乍恐書付を以奉願上候

一、御知行所上総国山辺郡台方村百姓次兵衛奉願上候、私父次兵衛、去ル寛政二戌年同百姓次郎左衛門（治）半兵衛分田屋敷当分畑半免引ニ而代金拾両ニ質地預り候所、寛政九巳年（治）本免相成候故、其砌次郎左衛門身上左略仕候、親類五郎右衛門・政次郎へ早束相掛合所、同人共、年内余日無之候間、来春諸帳面相改可申間、先御年貢之品貴殿（治）本免ニ而上納致呉候様同人共相頼候ニ付、御年貢御差支ニ相成候而者奉恐入候間、私方（治）御上納仕候、其後次郎左衛門養子忠助、父次郎左衛門役中之古帳面相改候得共相分兼申候、尤古帳之内ニ宝曆十辰年畝引帳与申ニ、田屋敷ニ付辰年（治）永引ニ成与御座候、天明五年巳年御見分御取箇帳与申ニ、当分畑与御座候、右忠助不縁仕候後、当養子保五郎江、御地頭様江御調願上呉候様急度相願候得共、一向取合不申候ニ付、無抛兼帯名主彦兵衛江願出候所、諸帳面相改候得共相分り不申候ニ付、私難渡尤ニ被存、去十一月御調願添書差出呉候様申被渡候而、又候今一度帳面相改、来春出府仕候節迄相待候ハ、其節同道ニ而御願上呉候様被申候ニ付、是迄差打罷在候、其

後組内方内済ニ取掛り申候得共、此義も保五郎不承知ニ御座候、右田屋敷之儀、寛政二戌年（治）辰年迄七ヶ年之間半免ニ而御取立御上納高相済、巳年（治）本免ニ相成候ハ、乍恐過米ニ可相成与奉存候、此儀御調奉願上候、半免之品本免御上納ニ御座候而者年々私義難渡仕候間、本免ニ御座候ハ、何卒御勘弁之御慈（治）非を以、右質地主保五郎江請為戻、本金拾両并壹ヶ年式斗余駄賃錢七拾式文余、年々之弁納勘定仕候様被仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上

文化七年午二月

御知行所台方村 願人 次兵衛 印

御地頭所様

御役人中様 （後略）

次兵衛の主張と要求は次の通りである。寛政二年（一七九〇）に、次兵衛は治郎左衛門から、「当分半毛引」となっていた田屋敷を質地にとった。ところが同九年からこの土地は本免、すなわち半毛引ではなくなった。そのさい、治郎左衛門の親類から、当年分の年貢は次兵衛から納めてほしいと頼まれ、次兵衛が年貢を上納した。その後、治郎左衛門の養子である忠助が古帳面を調べ、この土地が以前から半毛引であったことを確認したが、忠助が不縁となり、新たに養子となった保五郎に、半毛引に戻すことを地頭所へ願ってくれよう頼んだが、取り合ってくれない。その後、兼帯名主の彦兵衛にも掛け合ったが事態は進展せず、保五郎との内済も破談となった。半免（治）半毛引として取り結んだ質地契約のもとで、本免の年貢を負担しては難渋なので、本免になるのであれば、質地主である保五郎にこの土地を請け戻すよう命じてほしいと、次兵衛は求めている。

この出入りから、以下の点を指摘したい。一点目に、本免と半免の変更は、基本的に個々の領主の判断にて行われ

ている。そしてそれゆえに、各知行所役人の恣意も容易にはたらく仕組みになっているとも言える。二点目に、質地契約などの土地取引は、年貢高を基準にして取り結ばれている。しかし年貢高は領主および知行所役人の判断で変更されかねないのであって、それは知行所を超えた土地集積の危険性とも評価できる。三点目に、こうした年貢高の有り様の一方で、土地の地目は土地の利用状況にかかわらず不変であり、ゆえに役高・本免は一定を保っている。それは、相給支配を受ける台方村内で、各知行所の知行高を一定に保つための措置と言える。台方村では村入用を「役銭」と呼び、役高を基準としてこれを徴収している。四給全体での入用等を各知行所に高割するためにも、不変の役高が必要だったと考えられる。

役高とは、四給全体のなかで必要とされる不変の高である。これに対して年貢高は、知行所ごとのものであり、領主ごとの判断によって変更可能であって、利用状況を反映し土地の実態に近い土地取引の基準にもなる。二つの高の併存は、相給村落における個別領主による土地支配の特質とも言えるだろう。

## 二 松平知行所の入地組

### 1 有原家文書のなかの村方文書

本節で分析の中心に据えるのは、旗本松平氏の支配を受け、羽黒入地に居住した有原家に伝来した史料群である。まずは『有原家文書目録』の解題に依拠して、松平知行所と有原家について概説しておこう。<sup>(21)</sup>

松平氏の支配を受ける家は七二軒前後と、台方村の総家数の約半数を占め、村内最大規模であり、台方村の六つの入地のすべてに各一〇軒前後が居住していた。有原家の当主は代々彦兵衛を名乗り、元禄期の分郷後に、松平知行所

の組頭としてその名が現れる。同時期の同知行所名主は半右衛門(大木家)が務め、同家は安永期まで名主を世襲したが、安永五年(一七七六)に有原家と交代する。その後、享和二年(一八〇二)には彦兵衛が触元後見(碎の彦市が名主)、翌年には彦市が触元名主として史料に現れ、さらに同年頃から数年間は河野知行所の名主も兼帯する。文政元年(一八一八)に彦市Ⅱ彦兵衛が名主を退役すると、有原家はその後しばらく村運営に関わらない。天保後期には組頭として現れるが、一時的である。その後、嘉永七年(一八五四)に組頭に就任し、以後は羽黒組の組頭を務める。

右のような変遷をおさえた上で、次に有原家文書に残る村方文書の時期的な変化を確認していきたい。

有原家文書には、安永五年の名主就任以前についても、分郷前の天和・貞享期を上限とする年貢割付等が相当数含まれているが、半右衛門を宛先とするものが多く、安永五年以降に大木家から引き継いだものと考えられる。安永五年以降には、半右衛門との引継ぎ、および半右衛門の借財処理に関する文書が多く残る一方、村運営に関わる文書や帳簿については現存数がさほど多くない。年代で整理すると、年貢免状は天明二年(一七八二)を上限とし、年貢関係帳簿は天明五年を上限としている。役銭に関する帳簿は、享和二年の「本村割元帳」「千石割元帳」を上限とし、以後文化一一年(一八一四)分までの数年分が現存する。<sup>(22)</sup>

土地管理の基本帳簿である「名寄帳」は、寛政一一年(一七九九)のものが最古である。寛政一一年以降の「名寄帳」は、享和三年分が一冊のうち一冊のみと、文化四年分が全冊現存しており、有原家文書に含まれる「名寄帳」はこれがすべてである。

松平知行所の「名寄帳」についてはこのほかに、河野知行所名主を務めた前嶋家の文書群に文化八年分の写しが、台方区有文書に文政元年分の原本が、それぞれ含まれている。前者については、河野知行付百姓である前嶋家になぜ松平知行所の土地管理帳簿が伝来したのか詳細は不明だが、同家は文化一四年から河野知行所の名主を勤めているの

で、そのさいに写し取ったと考えておきたい。

文政元年を境に、有原家文書には村方文書はまったく見られなくなる。天保末年には組頭として彦兵衛の名が記された文書が散見されるが、村運営に関する文書や帳簿は現存しない。村運営に関する文書が現れるのは嘉永七年以降であり、羽黒組の「百石割之帳」「役銭取立帳」と題された帳簿などがまとまって現存している。土地管理帳簿としては、羽黒組のみを対象とした、安政二年（一八五五）「反別役高帳」という帳簿が現存する。このように嘉永七年以降の村方文書は、羽黒組のみを対象としたものに限定される。

なお、有原家文書には人別帳類がまったく含まれていないことをここで指摘しておく。その理由は不明であり、人別帳が現存しないという事実から有原家の村役人としての機能等を推測することは避けておきたい。

以上、有原家文書に含まれる村方文書は大きく、①寛政一一年～文政元年までの名主時代の文書と、②嘉永七年以降の組頭時代の文書とに分けられる。以下では、これらの史料を用いて可能な限りの分析を行っていく。はじめに文政元年の名主退役に関して検討を行い、次に時代を遡って名主時代の史料の分析を行い、最後に文政元年名主退役の影響を踏まえて、組頭時代の史料の分析を行うことにする。

## 2 文政元年名主退役の背景

文政元年の末に、彦兵衛は松平分名主を退役する。同年一二月には「名主代 勘左衛門」から彦兵衛に対して、村方書類の引継ぎに関する文書が出されており、翌年からは勘左衛門が松平分名主として史料に現れる。この名主退役に直接関係するとみられる文書として、同年一〇月に作成された二通の願書がある。いずれも作成者は有原彦兵衛、組頭五名が奥書に連名し、地頭所役人に宛てられているが、一通は捺印があつて墨で消されており、もう一通には捺

印がない。おそらく前者が提出された願書の写しであり、後者は案文と思われる。内容は、前者が一条のみ、後者は二条あつて、後者の一条目は、前者と同内容である。後者の史料を掲げよう。

〔史料<sup>(23)</sup>6〕

乍恐以書付奉願上候

一、御知行所台方村名主彦兵衛御願奉申上候、先月中出府致し度々歩行仕候故か、此節眼病再発甚難儀仕候二付、日々薬用仕罷有候、右之仕合故、当御上納辻諸色米永御取立物等相成兼候二付、当御上納辻諸色取立物等、組頭中江被仰付被下置候様偏御慈悲奉願上候、以上

一、名主彦兵衛御届ケ奉申上候、三ヶ年已前方凶作打続甚困窮仕、其上兩年ニ忒人之病死人有之、猶又乍恐私儀三ヶ年相煩今以薬用仕罷有候仕合故、甚困窮仕候二付、此度逼塞仕候而、門をメ切り、戸を破、畳をあげ、筵を敷候而、諸向相片付仕度心掛罷有候二付、右之段乍恐御届ケ奉申上置候、以上

文政元年寅十月

御知行所台方村 願人

名主 有原彦兵衛

（奥書・宛先、略）

一条目では退役の理由について、持病の眼病の再発によって業務遂行が困難になったことが挙げられている。そして彦兵衛が求めているのは、名主の退役ではなく、当年の年貢諸役納入業務の組頭中による代勤である。二条目では三年前からの凶作により困窮し、持病もあるため逼塞すると述べられており、名主の業務については特に述べられていない。この案文のうち、前半部分が正式な願書として採用されたと考えられる。そして結果として彦兵衛は名主を



退役し、花輪組の組頭だった勘左衛門が名主に就任する。

彦兵衛の名主退役について、『有原家文書目録』では病気のためと説明している。しかし右の史料の二条目を踏まえれば、より大きな理由として有原家の経営破綻があるのではないかと考えられる。この点に関して、前々年閏八月に作成された願書を見よう。

〔史料7〕<sup>(26)</sup>

乍恐書付を以御願奉申上候

一、御知行所台方村名主彦兵衛御願奉申上候、私儀無拋村方百姓共江前々取統扶持米金用立等乍恐数多有之、其上御年貢米永諸役儀共ニ立替物等是又数多出来有之候分、田畑ニ而返済被致、其田畑共□(虫損)□作人共ニ入立米金未進被致候二付、乍恐持合候有金茂無之、借入金斗り乍恐相重り、甚難儀仕候二付、此度乍恐村役人并ニ親類共一同相談之上、金主共江田畑引渡シ借入金共不残返済仕、田畑ニ而相片付ケ乍恐私身上向暮し方寛やかニ相成候様仕度□(虫損)□候得共、右奉申上候金主共者、多分御屋敷様御高之御田地所持仕候越石百姓其外右親類茂有之、御年貢御取立向之障り并御上様諸向次合勘定等方々一申立候儀も難斗、乍恐左様も相成候而者奉恐入候二付、何卒右借金取片付□(虫損)□内当秋一兩年諸向共組頭取立ニ被仰付被下置候様偏ニ御慈悲奉願上候、是迄数代大切ニ相勘候御譜代之儀ニ乍恐御座候得者、此上御取立向等二間違出来仕候而者何共奉恐入候二付、借入金返済□(虫損)□片付相済候内、組頭名前ニ而被仰付被下置候様偏ニ御慈悲之御勘弁奉願上候、勿論御屋敷様御用其外御公用并村用等者、是迄之通大切二名主役相勤、何様ニも諸世話仕度御慈悲奉願上候、御取立向斗り組頭名前ニ奉願上候、尤皆済御勘定并ニ組頭共江相談等、乍恐彦兵衛引請、是迄之通御差支無之様急度皆済御勘定可仕候、尤御年貢札其外小前催促等者、組頭名前ニ御願奉申上候、借入方田畑ニ而返済仕、小前立替物用立金銭其外□(虫損)□作米金未進等

夫々ニ取立相済候ハ、早々右之段乍恐御訴奉申上、是迄之通り乍恐彦兵衛方ニ而引請出精仕度、差当り候御取立向等組頭共江被仰付、借用方返済相片付候迄、暫く御取立向休役御願奉申上、名主役斗り相勤候様偏ニ御慈悲之御勘弁奉願上候、右願之通り被仰付被下置候ハ、彦兵衛身上向相立取続相成、誠ニ御慈悲与一同難有仕合ニ奉存候、猶又御拜借御返納之儀者、田畑引分ケ置急度手当て仕御差支無之様仕罷有候間、乍恐此段も御届ケ奉申上置候、猶委細之儀者彦兵衛勘左衛門兩人乍恐口上ニ而御願可奉申上候、以上

文化十三年子閏八月

御知行所台方村 願人

名主 有原彦兵衛 ㊦

組頭惣代 勘左衛門 ㊦

親類惣代 八郎兵衛 ㊦

鈴木久右衛門様(外二名、略)

虫損により意味が取りにくい箇所もあるが、内容はおおむね次のように整理できよう。①さまざまな立替米金に伴う借金が嵩んだため、田畑の売却によってすべての借金を清算する。②借金の清算が済むまでの数年間は、年貢諸役の徴収業務を組頭に命じてほしい。③実際の勘定や組頭との相談などは彦兵衛が引き続き行う。④過去の立替米金などが無事徴収できたのちは、再び彦兵衛がこうした業務を引き受ける。⑤については、借金の清算が済むまでの間、彦兵衛は、年貢諸役徴収業務は休役とし、「名主役斗り相勤」めたい。

この願書の内容を踏まえれば、文政元年に結果として名主を退役することになった彦兵衛の真意は、分散(破産)による借金の清算と、その間の一時的な組頭への業務の委譲にあったことが、ほぼ確実であろう。ところが彦兵衛の目論見は外れ、組頭惣代の勘左衛門に名主役が移ることになったのである。

表1 享和2年「本村割元帳」の内容

支出額			利分	立替者		支出内容	
両	分	朱		文	職		名前
			170		松平分名主	彦市	野廻り役へ年頭出米
			170		幕領分名主	太郎左衛門	野廻り役へ年頭出米
			170		三田分名主	伊助	野廻り役へ年頭出米
			170		河野分名主	恒右衛門	野廻り役へ年頭出米
	1		172		松平分弥勒組頭	長五郎	村橋板
	1		144	186	触元後見	彦兵衛	村橋板
	2	2	654		三田分前名主	政次郎	御鷹方購入用/男池普請入用
		2	130		(松平分元大門組頭)	清右衛門	御鷹方購入用/男池普請入用
		2	130		松平分花輪組頭	勘左衛門	御鷹方購入用/男池普請入用
		2	375		触元後見	彦兵衛	御鷹方購入用/男池普請入用
			200	237	触元後見	彦兵衛	御鷹之節入足2人分
			140		触元後見	彦兵衛	野廻り衆贈入用
			64			勘十郎・喜八	送り夜歩行夫
			48		触元後見	彦兵衛	ろうそく代
			148			大作彦左衛門	野廻り役へ年頭使
			232			伝四郎	勸化人宿代
			32	5		伝四郎	勸化人へ渡す
			252		松平分名主	彦兵衛	鳥屋宿代
			200	29	三田分前名主	政次郎	東金寄合茶代(水掛)
			164	52	松平分名主	彦兵衛	東金寄合茶代(水掛)
			200		松平分名主	彦兵衛	勸化人へ渡す
			100		松平分名主	彦兵衛	ろうそく代
			548	83	幕領分名主	太郎左衛門	御鷹用にて幸田村へ参候節入用、ろうそく代
			300			幸助・勘十郎	盲女宿代
			116			弥右衛門	勸化人宿代
			84			大作五郎兵衛	中手樋普請入用(明俵代)
			228			大作利右衛門	中手樋普請入用(明俵・縄代)
			24			平兵衛	中手樋普請入用(明俵代)
			60			利右衛門	中手樋普請入用(明俵・縄代)
			348	42	触元後見	彦兵衛	東金寄合茶代(御鷹用)
			200	24	幕領分名主	太郎左衛門	東金寄合茶代(水掛)
			112		松平分名主	彦市	東金寄合茶代(水掛)
	2		248	460	幕領分名主	太郎左衛門	水懸一件出府入用/道普請入用
	2			109	触元後見	彦兵衛	草札引替入用
			100		松平分名主	彦市	草札引替入用
			64			次助	草札引替の供
			600	79		幸助	羽黒弥勒橋普請・羽黒向道普請入用(明俵・杭木代)
			372			次郎兵衛	盲女宿代
			148			清蔵	座頭宿代

ここで注目しておきたいのは、名主と組頭の業務・役割の差である。彦兵衛が組頭への委譲を求めたのは、年貢諸役の徴収業務であった。願書での主張を踏まえれば、ここでいう徴収業務には、立替責任も含まれるとみるべきであろう。彦兵衛は年貢諸役の徴収・立替えを単独で担っており、ゆえに経営破綻を招いたので、これらの役割は組頭に委譲し、「名主役」だけを務めたいと願うのである。しかし領主は新たな名主を任命した。組頭にこうした役割を担わせることに、領主は否定的だったと推測できる。以上から、松平知行所における年貢徴収に関する役割は名主が単独で担っており、組頭はその責任を基本的には負っていないかったと理解しておきたい。

### 3 寛政〜文化期―名主時代―

では、有原家名主時代の村方文書の検討に移ろう。はじめに、「本村割元帳」と「千石割元帳」という二種類の役銭勘定帳簿について、ともに享和二年分を事例として順に検討し、そこから入地組の性格を考えていくことにする。

#### (1) 本村割元帳

「本村割元帳」<sup>(27)</sup>には、日付ごとに支払額・支払立替者・支払内容が書き上げられている。その内容を表1に整理したが、この表を検討する前に、書上げの後に記された総計部分と奥書から、この帳簿の性格を確認しておく。

総計部分では、表1に整理した支出が合計された後、これを「四給役高」一四六八石余で割り、石あたりの負担額が計算されている。次に、「彦市組」「伊助組」「太郎左衛門組」「恒右衛門組」の四つの「組」について、組ごとの高と、それに乗じて算出される組ごとの負担額が記され、そこから組内の者による立替額の合計(史料では「万出物分」)が差し引かれる。その結果、立替額が負担額を上回れば「村向方可請取分」、立替額が負担額に不足すれば「村向へ可出分」が、組ごとに計上される。そして奥書には「名主組頭立合吟味之上勘定いたし候」との文言が記され、以下

支出額			利分	立替者		支出内容	
両	分	朱文		役職	名前		
			316		弥勒善兵衛	弥勒道普請入用(杉葉代)	
			224	19	触元後見	彦兵衛	普請入用(杭木代)
		2	74		幕領分名主	太郎左衛門	池祈禱入用
			300	25	松平分花輪組頭	勘左衛門	池祈禱入用
			100	8	触元後見	彦兵衛	池祈禱入用
			400		松平分花輪組頭	勘左衛門	池祈禱入用(白米代)
			500	42	松平分弥勒組頭	長五郎	池祈禱入用(白米代)
		2	100	81		花輪惣兵衛	男池普請入用/村諸書物虫干入用
			900	76	触元後見	彦兵衛	男池普請入用/村諸書物虫干入用
		2		63		大作松右衛門	御蔵向道普請入用(明俵代)/ろうそく代
			200		次助		御蔵向道普請入用(明俵代)/ろうそく代
			224		触元後見	彦兵衛	野廻り衆賄入用/ろうそく代
			300	22	触元後見	彦兵衛	勸化人へ渡す
			372			平七	盲女宿代
			232			勘十郎	虚無僧宿代
			232			利右衛門	餌差宿代
			372			源八	盲女宿代
			100	6	触元後見	彦兵衛	勸化人へ渡す
	1	2		162	三田分前名主	政次郎	男池右地樋伏替入用/東金寄合茶代
	1		300	125	松平分名主	彦市	男池右地樋伏替入用/東金寄合茶代
			610	29	松平分名主	彦市	男池水神普請入用
			232			忠兵衛	勸化人宿代
			232		松平分花輪組頭	勘左衛門	浪人宿代
			148		松平分花輪組頭	勘左衛門	東金寄合茶代(御鷹用)
		2	570	108	松平分花輪組頭	勘左衛門	弥勒道普請入用(杭木代)/中手樋普請入用(明俵代)
		2	324	57	幕領分名主	太郎左衛門	五郷寄合茶代
			200	10	三田分名主	伊助	五郷寄合茶代
			100	5	松平分弥勒組頭	長五郎	五郷寄合茶代
			300	15	松平分名主	彦市	五郷寄合茶代
			248	12	松平分名主	彦市	大豆谷向村境立会
			116	6	松平分名主	彦市	東金寄合入用(大豆谷・田中村境の用水筋について)
			200	10	幕領分名主	太郎左衛門	東金寄合入用(大豆谷・田中村境の用水筋について)
			172		幕領分名主	太郎左衛門	弥勒三手樋破損見分入用
			116			利右衛門	餌差宿代
			632	30	松平分名主	彦市	岩城樋普請につき寄合入用

支出額			利分	立替者		支出内容	
両	分	朱文		役職	名前		
			1300	10	触元後見	彦兵衛	弥勒道普請・手樋普請入用(明俵・杭木代)
			450		河野分名主	恒右衛門	弥勒道普請・手樋普請入用(明俵・杭木代)
			100			勘右衛門・伝四郎	廻状村継
			232			忠蔵	浪人宿代
			148		触元後見	彦兵衛	ろうそく代
			172		触元後見	彦兵衛	東金寄合茶代(御鷹用)
			232			伝四郎	勸化人宿代
			290		触元後見	彦兵衛	出城脇向普請入用
	1		300	227	松平分弥勒組頭	長五郎	男池普請入用/山王雨乞入用
			148		松平分名主	彦兵衛	ろうそく代
	2	3		2145	幕領分名主	太郎左衛門	御鷹賄入用/田方水懸願入用/無宿差出入用/道普請入用(杭木代)
1				775	三田分前名主	政次郎	御鷹賄入用/田方水懸願入用/無宿差出入用/道普請入用(杭木代)
	2			390	松平分名主	彦兵衛	御鷹賄入用/田方水懸願入用/無宿差出入用/道普請入用(杭木代)
	3			587	松平分弥勒組頭	長五郎	御鷹賄入用/田方水懸願入用/無宿差出入用/道普請入用(杭木代)
		2		95	松平分花輪組頭	勘左衛門	御鷹賄入用/田方水懸願入用/無宿差出入用/道普請入用(杭木代)
		2	417	142	(松平分元大門組頭)	清右衛門	御鷹賄入用/田方水懸願入用/無宿差出入用/道普請入用(杭木代)
			372			清蔵	盲女宿代
			232			源八	浪人宿代
			248	24		彦兵衛	虫送り入用/ろうそく代
		2	200	89	松平分弥勒組頭	長五郎	花輪前分水口普請入用/東金寄合茶代
			200		幕領分組頭	政右衛門	野廻り役へ祝儀吠代
			148			大作彦右衛門	歩行夫
			232			伝四郎	勸化人宿代
			600		松平分名主	彦市	羽黒弥市橋普請入用(丸太代)
			1500		松平分名主	彦市	手樋・橋普請入用(丸太代)
			300		松平分名主	彦市	砂郷善右衛門脇普請入用(丸太代)
			924	78	松平分弥勒組頭	長五郎	弥勒道普請入用(明俵・杭木代)
			108		松平分名主	彦市	羽黒道普請入用(明俵・杭木代)
			48			伝四郎	羽黒道普請入用(明俵代)
			700			弥勒善兵衛	弥勒道普請入用(杭木代)

支出額			利分	立替者		支出内容
両	分	朱文		役職	名前	
		372	9	松平分名主	彦市	御鷹方人足代
		48		松平分名主	彦市	ろうそく代
		116			伝四郎	勸化人宿代
		832		触元後見	彦兵衛	手樋口留切被仰付ニ付飛脚代
1		251	355	幕領分名主	太郎左衛門	男池岩城樋入用
	1		84	松平分弥勒組頭	長五郎	男池岩城樋入用
		300		松平分弥勒組頭	長五郎	弥勒手樋普請入用(明俵代)
	1	200	92	触元後見	彦兵衛	村書物用の箱風呂敷拵え代
		72	2	触元後見	彦兵衛	浪人へ草鞋銭
		232			忠蔵	勸化人宿代
		2100			つぼや払	鳥追焰硝代
		500		砂郷佐兵衛		砂郷道普請入用(明俵代)
		28		砂郷孫右衛門		砂郷道普請入用(縄代)
		28		乙次郎		砂郷道普請入用(縄代)
		172			千蔵	砂郷道普請入用(明俵代)
		312			伊助	砂郷道普請入用(明俵代)
		372			彦左衛門	砂郷道普請入用(明俵代)
		28		三田分組頭	長三郎	砂郷道普請入用(縄代)
		200			孫右衛門・他3名	男池人足昼飯代
		72			五兵衛・平兵衛	男池普請入用(明俵代)
		14			利右衛門	男池普請入用(縄代)
		500			大門次助・他19名	男池人足昼飯代
		36			大作松右衛門	男池普請入用(明俵代)
		200			砂郷長右衛門・他5名	岩城樋普請人足昼飯代
		24			大作彦右衛門	岩城樋普請入用(明俵代)
		2332			砂郷伊兵衛・他69名	岩城樋普請人足昼飯代
		62			利右衛門	岩城樋普請入用(明俵・縄代)
		164		幕領分名主	太郎左衛門	ろうそく代・明俵代
		124		松平分弥勒組頭	長五郎	中手樋普請入用(明俵代)
		76		松平分弥勒組頭	長五郎	中手樋普請入用(縄代)
		36			宇右衛門	中手樋普請入用(明俵代)
		48			弥勒平七	中手樋普請入用(明俵代)
		1100			弥勒万五郎・他21名	田方水切干人足代
	2	550		松平分弥勒組頭	長五郎	鳥追給米
		36		触元後見	彦兵衛	明俵代
		314		三田分組頭	長三郎	大門道普請入用(明俵・縄代)
		532		三田分組頭	長三郎	大門道普請入用(杭木代)
		148			大作彦右衛門	野廻り役へ年頭使
		72			長兵衛	野廻り役へ年頭使
		40			万次郎	野廻り役へ年頭使
		148		三田分組頭	長三郎	野廻り役へ年頭使

支出額			利分	立替者		支出内容
両	分	朱文		役職	名前	
		36		河野分名主	恒右衛門	岩城樋普請入用(明俵代)
		232			茂七	勸化人宿代
		900		幕領分名主	太郎左衛門	村用提灯代
			2	幕領分名主	太郎左衛門	男池普請寄合入用/男池一件書物虫干入用
		464	33	松平分名主	彦市	男池普請寄合入用/男池一件書物虫干入用
		224		松平分名主	彦市	野廻り役賄入用
		232		松平分名主	彦市	餌差宿代
		124		松平分名主	彦市	ろうそく代
			2	松平分砂郷組頭	彦左衛門	砂郷道普請入用(杭木・橋板代)
		572	48	触元後見	彦兵衛	砂郷道普請入用(杭木代)
		300	24		羽黒幸助	羽黒道普請入用(杭木・明俵代)
		4945	314		山王祭り金之内	野廻り衆より召出につき入用/瀧之沢村木工師へ無尽
		200		松平分名主	彦市	勸化人へ渡す
		136	16	松平分名主	彦市	東金寄合茶代(手樋筋相談)
		575	125	松平分名主	彦市	弥勒道普請入用/ろうそく代
		72		松平分名主	彦市	ろうそく代
		48		松平分名主	彦市	ろうそく代
		48			忠次郎	村役人の供
		32		松平分名主	彦市	浪人へ草鞋銭
		72			次助	村役人の供
		72		松平分名主	彦市	ろうそく代
		72			半七	村役人の供
		124		松平分名主	彦市	ろうそく代
		72			羽黒清蔵	村役人の供
		124			茂左衛門	村役人の供
		100			新兵衛	村役人の供
		100			彦右衛門・長次郎	使い
		100	2	松平分名主	彦市	ろうそく代
		448			源八	盲女宿代
		64			平七・源八	使い
		124		松平分名主	彦市	ろうそく代
		200	5	松平分組頭	嘉平次	使い、雑用代
		100			次助・喜八	使い
		32			羽黒喜八	村役人の供
		100			次助	使い
		232		触元後見	彦兵衛	餌差宿代
	2		84	松平分弥勒組頭	長五郎	御鷹方宿代
	1		42	幕領分名主	太郎左衛門	御鷹方宿代
	2		84	松平分名主	彦市	御鷹方宿代



支出額			利分	立替者		支出内容
両	分	朱	文	役職	名前	
			40		平七	歩行夫
			24		松平分名主	ろうそく代
			1000		利右衛門	番人へ仕着代
			100		次郎吉	小遣日雇
			300		触元後見	ろうそく代
			400		(松平分元大門組頭)	柳堀下堰損料
	1				利右衛門	草鞋銭
			148		利右衛門	村割之節勝手働
			1740		松平分名主	村割之節買物代
			1100		松平分名主	村割之節味噌塩白米代
			200		義助	村割之節筆墨代
			200	17	幕領分名主	寄合茶代

参照史料：享和2年「本村割元帳」[有原ウ15]

の二人が連印している。

名主彦市(松平分名主・有原家)・組頭長五郎(松平分弥勒組頭)・同喜平次(同分大作組頭)・同勘左衛門(同分花輪組頭)・同彦左衛門(同分砂郷組頭)・年番名主伊助(三田分名主)・組頭長三郎(三田分組頭)・名主太郎左衛門(幕領分名主)・組頭政右衛門(幕領分組頭)・名主恒右衛門(河野分名主)・取立役長蔵・触元後見彦兵衛(松平分名主彦市の父・有原家)

以上から「本村割元帳」とは、台方村全体としての入用を総計し、四知行所史料では名主名を冠した組にて高割にするための帳簿であることが分かる。なお、彦市組⇨松平知行所は役高九五五石であり、この年の負担額は一〇三貫六七五文であった。

このことを踏まえて表1を見よう。注目したいのは以下の二点である。

一点目に、立替えを主に行っているのは、①各知行所の名主と、②松平分組頭の一部である。支出内容に注目すると、東金で行われる村々寄合や、五郷寄合、雄蛇ヶ池(男池)に関する村々寄合など、複数の村で開催される寄合に台方村の代表として出席しているのは、①と②に限られており、②の組頭が単独で寄合に参加する場合も見られる。このように、台方村全体の運営の中心を担っていたのは、各知行所の名主と松平分組頭であった。ただその中において、有原家(彦兵衛・彦市)の支出回数には明らかに群を抜

いている。その費目に注目すると、たとえば勧化について、勧化人らの宿提供は様々な者が行う一方で、彼らに勧化金や草鞋銭などの金銭を渡しているのは彦兵衛・彦市ばかりである。また「ろうそく代」の支出も兩名が圧倒的に多いが、付記された事情を見ると、ろうそく代は夜間の遣いや作業など、必要に応じその場の判断によって支出されており、こうした判断が有原家に委ねられていたと考えられる。以上から、台方村全体の運営は、有原家を中心として判断を下し、その下で、有原家を含めた四知行所の名主と松平分組頭によって担われていたことが明らかとなる。

二点目に、普請関係の支出に注目したい。普請箇所を見ると、数か村で行われる雄蛇ヶ池(男池)や、複数の入地にまたがる場所とともに、特定入地内の道橋も普請の対象となっている。特定入地内の普請は、前章にて確認された「入地普請」と呼ばれる入地単位の普請と同一であろうと考えられ、そうであれば、「入地普請」は入地単位で普請が遂行されるものの、その入用は村全体で行われる普請と区別なく、村全体の会計帳簿によって処理されていることが明らかとなる。入地による土地保全機能は、入地独自の機能として存在するのではなく、村全体による保全機能の一部として位置づけられていた。

## (2) 千石割元帳

次に、同じ年に作成された「千石割元帳」<sup>(31)</sup>を検討しよう。記載の形式は「本村割元帳」と同様であり、その内容を表2として整理したが、まずはその後に記された総計部分および奥書を確認したい。

総計部分では、表2に整理した支出が合計された後、これに一〇三貫六七五文が加えられている。この額は、「本村割元帳」にて計上された彦市組⇨松平知行所の負担額と完全に一致する。そしてこの合計から、大豆代米九俵分が「惣高へ割返す」として引かれ、残りを「可割付役高」である九四七石余で割り、石あたりの負担額が算出される。次に、弥勒組・大作組・花輪組・羽黒組・大門組・砂郷組・大豆谷組の各組について、その組高とそれに乗じて算出



支出額			利分	立替者		支出内容
両	分	朱文		役職	名前	
			164		次郎吉	御屋敷献上竹の子代
			300		次郎吉	御屋敷献上竹の子代
			900		弥勒組	竹の子上納飛脚代
			348		弥勒組	竹の子上納伝馬代
			372	36	触元後見 彦兵衛	御年貢米催促時の昼飯代
			232		触元後見 彦兵衛	浜野村問屋宿代
			32		触元後見 彦兵衛	ろうそく代
	3	2		603	名主 彦市	出府入用(名主任命)
				348	名主 彦市	伝馬代(名主任命)
	2			343	花輪組頭 勘左衛門	名主御請御礼仕上物代
			1016		五郎兵衛	出府供代
			832	72	名主 彦市	七組役高抜差入用/組書物虫干入用
			48		松之助	小遣
			24		利右衛門	ろうそく代
	3	2		600	弥勒組頭 長五郎	出府入用(御屋敷より御召)
				348	弥勒組頭 長五郎	伝馬代(御屋敷より御召)
			332	24	名主 彦市	御蔵前水押ニ付普請入用(明俵・杭木代)
			72		利右衛門	御蔵前水押ニ付普請入用(杉葉・縄代)
			900		仙蔵	畑方夏成飛脚
			900		源八	畑方夏成飛脚
			400		源八	畑方夏成飛脚増賃
			248		大作喜八事新右衛門	御屋敷御用浜野村飛脚
			24		大作喜八事新右衛門	ろうそく代
			100	7	名主 彦市	組用炭代
			72		利右衛門	御蔵普請入用(杭木代)
			36		平八	御蔵普請入用(明俵代)
			24		伝四郎	御蔵普請入用(明俵代)
1	2		773	名主 彦市	出府入用(御定免願)	
		2	62	花輪組頭 勘左衛門	出府入用(御定免願)	
	1		128	惣兵衛	書物写入用/飛脚代(御定免願等)	
	1	2	190	大作組頭 彦左衛門	出府入用(御定免願)	
		2	256	市左衛門	出府入用(御定免願)	
			348	安右衛門	登戸村へ伝馬	
			1200	87	弥勒組頭 長五郎	御蔵普請入用(板釘代)
			348		五左衛門	御蔵普請入用(大工手間賃)
			272		勘十郎	御蔵普請入用(板釘代)
			150		利右衛門	御蔵普請入用(丸太代)
			116		彦兵衛	飛脚宿代
	3	2	200	名主 彦市	出府入用(御定免御請書持参)	
			348		庄右衛門	登戸村へ伝馬
			300		次郎吉	曾我野まで供

表2 享和2年「千石割帳」の内容

支出額			利分	立替者		支出内容
両	分	朱文		役職	名前	
	1			509	弥勒組頭 長五郎	出府入用(御用餅米等石代願)
	1				触元後見 彦兵衛	出府入用(御用餅米等石代願)
	1	2		541	花輪組頭 勘左衛門	出府入用(御用餅米等石代願)
			1060		触元後見 彦兵衛	出府供代
	2	2		645	花輪組頭 勘左衛門	門松代上納/飛脚代
			132		触元後見 彦兵衛	曾我野よりの飛脚宿代
	1				彦兵衛・勘左衛門・長五郎	御蔵番給
	1			256	弥勒組頭 長五郎	奉公人歩金上納
			900		伝四郎	倉水村へ飛脚
	3	2		568	花輪組頭 勘左衛門	御屋敷御用/御年礼
	1	2		288	弥勒組頭 長五郎	御屋敷御用/御年礼
			348		惣兵衛	登戸村へ伝馬
			248		源八	畑方夏成結縄代
			900		久次郎	江戸飛脚代(歩奉公人用)
			48		触元後見 彦兵衛	御定目御請書入用
			100		弥右衛門	御定目御請書入用
			24		利右衛門	御定目御請書入用
		2	300	171	松右衛門	御蔵橋板代/橋普請入用(杭木代)
			348	42	利右衛門	御蔵残米俵拵之節鼠喰足し
			272		利右衛門	曾我野よりの使い宿代
	3	2		752	弥勒組頭 長五郎	出府入用(御年貢勘定)
		2	500	167	触元後見 彦兵衛	御勘定祝義
			348		惣兵衛	登戸村へ伝馬
	1	1200		532	弥勒組頭 長五郎	御年貢納入用/切石上納
	1	500			花輪組頭 勘左衛門	村絵図仕立入用
			48		松之助	村絵図仕立の節小遣
	3	2		676	花輪組頭 勘左衛門	出府入用(宗門帳等上納)
			664		花輪組頭 勘左衛門	出府供代
			348		花輪組頭 勘左衛門	登戸村へ伝馬
			400		利右衛門	御屋敷御用大豆代
			500	112	触元後見 彦兵衛	宗門人別帳仕立入用
			500		触元後見 彦兵衛	御定目五人組帳仕立入用
			632	76	触元後見 彦兵衛	浜野・曾我野へ出張入用(御年貢手形引替)
			2	100	弥勒組頭 長五郎	倉水村へ飛脚
			300		次郎吉	曾我野へ使い(御用木)
			148		忠平	御屋敷献上竹の子代
			348		利右衛門・忠平	御屋敷献上竹の子代
			164		平五郎	御屋敷献上竹の子代
			200		平七	御屋敷献上竹の子代

支出額			利分	立替者		支出内容
両	分	朱文		役職	名前	
		100			次郎吉	千石割入用(小使)
		148			次助	千石割入用(勝手勤)
		500		名主	彦市	千石割入用(白米)
		200	19	弥勒組頭	長五郎	上納竹の子不足分
		348			利右衛門	御年貢札竹代
		100			利右衛門	ろうそく代
		248			弥勒組	夫錢
		2348			弥勒組	大豆役錢取立入用
		448			大作組	夫錢九人
		2348			大作組	大豆役錢取立入用
		648			花輪組	夫錢十三人
		2348			花輪組	大豆役錢取立入用
		648			羽黒組	夫錢十三人
		2348			羽黒組	大豆役錢取立入用
		148			大門組	夫錢三人
		2348			大門組	大豆役錢取立入用
		1300			砂郷組	夫錢
		2448			砂郷組	大豆役錢取立入用
		300			大豆谷・福俵	大豆役錢取立入用
		3148			七組	大豆駄賃

参照史料：享和2年「千石割元帳」[有原サ11]

される負担額、および各組が負担する大豆代米代金  
 が記され、そこから組内の者による立替額の合計が  
 引かれる。その結果、立替額が負担額を上回れば  
 「割元可渡分」、立替額が負担額に不足すれば「割  
 元へ可出分」が、組ごとに計上される。その後、奥  
 書があり、連印者は名主彦市と組頭四名、そして触  
 元後見彦兵衛の計六名である。以上からこの帳簿は、  
 松平知行所において生じた入用を、本村割の同知行  
 所負担額と合算し、松平知行所内の組(入地組)へ高  
 割するための帳簿であることが分かる。  
 以上を踏まえて表2を見よう。注目したいのは以  
 下の二点である。一点目に、支出の内容はほぼすべ  
 て領主松平氏に関係するものに限定されている。二  
 点目に、普請については御蔵に関するもののみが現  
 れている。年貢米を管理する御蔵は、村全体として  
 の普請の対象とは異なり、松平知行所が単独で管理  
 するものとして位置づけられていたことが分かる。  
 二点目に関して、文政六年に発生した御蔵屋敷の

支出額			利分	立替者		支出内容	
両	分	朱文		役職	名前		
			232		名主 彦市	砂郷組役高拔差入用	
			316	61	名主 彦市	御蔵入用(ろうそく・わら)	
			372		名主 彦市	曾我野へ伝馬(御屋敷御用)	
			1700	84	名主 彦市	御年貢入用	
			630	26	名主 彦市	百姓上中反別帳仕立入用(紙筆代)	
			20		名主 彦市	百姓上中反別帳仕立入用(筆代)	
			80		弥右衛門	百姓上中反別帳仕立入用(炭代)	
			48		平六	百姓上中反別帳仕立入用(小使)	
			232		名主 彦市	御蔵入用	
			130	8	弥勒組頭 長五郎	御蔵入用(墨代)	
			12		利右衛門	御蔵入用(俵代)	
			32		利右衛門	御蔵前下敷わら代	
			100		利右衛門	御蔵入用	
	3	2	287	触元後見	彦兵衛	出府入用(御林御用・扶持米被下)	
			900		平兵衛	江戸より飛脚代	
			348		惣兵衛	江戸より伝馬	
			500	18	触元後見	彦兵衛	江戸にて入用
			1064	36	触元後見	彦兵衛	江戸より飛脚代
			100		次助	御蔵入用(ろうそく)	
	1		41	花輪組頭	勘左衛門	御屋敷御用筵代/ろうそく代	
			500	48	花輪組頭	勘左衛門	浜野・曾我野へ伝馬
			64		平六	御蔵番部屋わら代	
			72		次助	御蔵橋普請入用	
			12		平八	御蔵橋普請入用(縄代)	
			1800		勘十郎・清蔵	畑方冬成飛脚	
			200		勘十郎・清蔵	畑方冬成飛脚増賃	
			1916	弥勒組頭	長五郎	御用餅米羽錢	
			400	弥勒組頭	長五郎	御用餅米伝馬	
			1916	花輪組頭	勘左衛門	御用餅米伝馬	
			400	花輪組頭	勘左衛門	御用餅米伝馬	
	2	2	33		利右衛門	御年貢枿取給	
			1600		利右衛門	年中用事繁ニ付諸色入用	
			900		利右衛門	もも引代	
			600		利右衛門	御蔵夜廻り御年貢津出ろうそく代	
			200		平六	御蔵用人足代	
			48		平六	御蔵入用(わら代)	
			348	花輪組頭	勘左衛門	筵伝馬	
			72		茂七	御林立札板之代	
	1	2	93	名主	彦市	御奉公人歩金	
			600	触元後見	彦兵衛	千石割入用(ろうそく・小使)	
			1600	触元後見	彦兵衛	千石割入用(紙・ろうそく・小買物)	

表3 組高の変遷

組	寛政11年	享和2年	文化4年	文化6年	文化8年	文化9年	文化11年	文政元年
	反別名寄	千石割	反別名寄	千石割	反別名寄	千石割	千石割	反別名寄
弥勒	167石5496	167石54	158石6557	158石65	162石2474	162石24	162石22	192石2628
大作	114石9692	114石96	121石1754	121石17	126石3189	126石31	126石31	150石0237
花輪	128石2258	128石22	131石2904	131石29	139石3280	139石32	139石32	139石2037
羽黒	156石7163	156石71	156石7338	156石73	158石2564	158石25	158石25	152石7430
大門	137石8165	137石81	123石4812	123石48	109石7855	109石78	109石78	104石2414
砂郷	150石2269	150石22	150石4136	150石41	158石8913	158石09	158石09	153石5390
大豆谷	91石9281	91石928	70石2785	70石27	64石3422	64石34	93石13	67石2304
福俵	—	—	35石5180	35石41	28石7980	28石79		29石5684

参照史料 寛政11年：「田畑反別名寄帳」[有原ウ9]・「七組役高改覚帳」[有原ウ8]/享和2年：「千石割元帳」[有原サ11]/文化4年：「田畑反別名寄帳」[有原ウ31・32]/文化6年：「千石割元帳」[有原ウ45]/文化8年：「田畑反別名寄帳」[前嶋ヌ46～56]/文化9年：「千石割元帳」[有原ク9]/文化11年：「千石割元帳」[有原サ9]/文政元年：「田畑反別名寄帳」[台方区有A40～49]

\*文化8年の反別名寄帳は一部が欠落しており、欠落部分を以下の史料にて補っている(文化8年「田畑役高帳」[有原ウ55])。この点は表4も同様である。

をその居住入地別に記載したものであり、「村入石」以下五冊は他領・他村の者を居住村別に記載したものである。そして「村入石」以下の五冊では、各土地所持者に、①入地組名と、②居住入地または村名が注記される。例えば「村入石」の場合、「弥勒組 大作 源兵衛」のように記され、これは大作に居住する他領百姓の源兵衛が、弥勒組に属していることを示す。他村の場合は「花輪組 岩崎 利助」のように記される。こうして他領・他村の者もすべて、いずれかの入地組に所属することになる。そして、各組に属する者の所持高の合計が、組高として算出されるのである。

ここで指摘しておきたいのは、現存する「名寄帳」においては、複数冊にまたがって登場する家は原則として存在しない点である。すなわち、すべての家は、基本的にいずれか一つの組にのみ所属しているものであり、組編成が属地的ではなく属人的に行われていることが明らかである。

以上を踏まえ、現存するすべての「名寄帳」と「千石割元帳」を用いて組高の変遷を整理した表3を見よう。寛政十一年「名寄帳」と享和二年「千石割元帳」とでは組高がまったく同一である。

帰属をめぐる争論に触れておきたい。この争論において、三田知行所の百姓は次のように主張している。<sup>(32)</sup> ①台方村の郷蔵は、元禄期に三田と松平の両地頭によって御普請が行われたものであり、その後、祭礼道具収納をめぐる出入りや再建のさいにも、松平・三田両知行所にて相談や許可を行っている、②郷蔵屋敷の土地は、元禄期に四給へ分割された、③今回、村内で引取り手のない・ち・え・とという女性について、村役人一同が「村方郷蔵屋敷入会小屋借受引取置旨」を勘定奉行に申し出たが、三田知行所の百姓としては、これが認められては「此方様御分無地高二相成」「御高不足二相成」ので捨て置き難い、④このため「郷蔵屋敷・御蔵共、此方様御分三相分り候様」にしてほしい。

以上の主張は、村役人レベルの認識とは異なる小前百姓の認識に基づくものであるが、郷蔵が村全体の管理物ではなく知行所単位の管理物であるとの認識は、表2に見られる普請の仕組みと共通している。郷蔵は各知行所の管理下に置かれており、村人もそのように認識していた。ただ、四給協同の機会が多い村役人は、各知行所単位の管理の独立性にそこまで固執せず、その結果、右のような出入りが発生したと理解しておきたい。

### (3) 反別名寄帳と入地組高

ここで、千石割の基準となった入地組の組高に注目しよう。組高はどのように決定されるのか。組に属する家の所持地の合計か、もしくはあらかじめ土地片ごとに所属組が定まっているのか。この点を明らかにし、入地組という枠組みの性格を考えることにしたい。

入地組の組高の構成を確認できる史料として「名寄帳」がある。<sup>(33)</sup> 松平分の「名寄帳」は、その記載形式自体は前掲した河野分のものと同じく変わるところはないが、一一冊に分冊されている点異なる。一一冊はそれぞれ表紙に、「弥勒組」「大作組」「花輪組」「羽黒組」「大門組」「砂郷組」「村入石」「大豆谷組」「福俵組」「東金上宿入石」「東金新宿岩崎入石」と記されている。「村入石」とは台方村内の他領の者を指している。前半の六冊は松平知行所付百姓

しかし文化四年「名寄帳」になると、組高は若干異なっており、新たに福俵組が作られている。文化四年「名寄帳」と、文化六年「千石割元帳」とは、組高が完全に一致する。文化八年「名寄帳」の組高は、文化四年と若干異なり、文化九年・一一年「千石割元帳」の組高とほぼ一致していて、それが文政元年の「名寄帳」になると、また組高が若干異なっている。そして、こうした若干の変動はあるものの、各組の組高は一定の規模を保ち続けていることにも注目したい。組は属人的に編成されているはずなので、組を超えた土地取引によって組高は常に変動するはずである。しかし実際には、組高が数年間は固定されており、数年ごとに若干の変動をするものの、組の規模は一定水準を保ち続けているのである。

属人的編成をとるはずの組の組高が、どうしてこのように一定規模を保ち続けられるのか。この点を表4によって検討したい。この表は、現存する四つの「名寄帳」をもとに、各組の家の構成と変化を整理したものである。表の左端の「組名」欄は、各家が所属する入地組名を、「冊名」欄は、一一冊作成される名寄帳のうちいずれの冊に記載されているかを示している。組名と冊名が一致しているのは松平知行所付の百姓であり、冊名が「村入石」であれば台方村内の他知行所付の百姓である。そして、各「名寄帳」間での所属入地組の異同を、「組の異同」欄に整理した。

この表から、次の点が指摘できる。第一に、松平知行所付の百姓については、入地組Ⅱ居住入地として固定されており、他組に編成替えになることはない。第二に、村内他知行所や他村の百姓については、対照的に組替えが頻繁である。例えば弥勒組の村入石の最上段にいる源兵衛の場合を見れば、同家は大作に居住しているが、寛政一年には弥勒組、文化四年には花輪組、文化八年以降は再び弥勒組と、所属組が頻繁に替わっている。居住入地と入地組の関係に注目すると、源兵衛のように全く関係を認められない場合もあるが、全体としては居住入地と同じ入地組に編成される場合が少なくない。役銭徴収を担う入地組の性格を考えれば、入地組構成員が入地居住者で占められている方

が合理的であることは明らかであり、居住入地が一定程度考慮されていたとしても不思議ではない。しかしながら、居住入地とは異なる入地組に編成される者も多くいる。このような一見非合理的な組編成が、なぜ行われるのだろうか。

羽黒組には有原家(彦兵衛)が含まれる。同家の持高は、寛政一年には三三石余(八郎左衛門と合計)、文化四年には四五石余、文化八年には一〇八石余と急増している。しかし羽黒組の組高は、表3に整理した通り、一五六石前後のほぼ一定規模を保ち続ける。表4を見ると、寛政一年には東金上宿の嘉平次(二五石)と、東金新宿の茂左衛門(二四石)が羽黒組に属していたが、茂左衛門は文化四年に花輪組へ、嘉平次は文化八年に同じく花輪組へ、それぞれ編成替えとなり、結果として羽黒組の組高は一定規模を保っている。すなわち他知行所・他村の百姓を適宜編成替えすることによって、組高の規模が一定に保たれているのである。

属人的編成をとる入地組においては、組を超えた土地取引によって、土地所有者の所属組と、土地の所属組との齟齬が常に発生する。そこで「名寄帳」の改訂時に土地の所属組を変更し、齟齬の解消が図られるが、しかしそれだけでは組高のバランスが崩れるため、他知行所・他村の土地所有者の所属組を適宜編成替えし、各組の組高が一定規模になるよう調整する。このような作業によって、表3に見たような組高の変遷が実現していたと考えられるのである。では、なぜこのような調整が必要であったのか。この点は小括にて後述することにした。

#### (4) 年貢徴収業務と役銭徴収業務

名主時代の分析の最後に、年貢徴収業務について確認しておきたい。「田方勘定帳」は年貢米徴収業務の基本帳簿である。文化八年分をもとに、気づく点を列挙すると、①作成されるのは毎年一冊であり、作成者は名主である、②記載は名寄形式で、土地所持者ごとに、地目ごとの合計反別、役高、利用状況に応じた引高、これらを引いて算出される年貢高、年貢高に定数を掛けて算出される取米高が記され、納入の記録が続く、③「名寄帳」のような入地組の



表4 「名寄帳」にみる各組の構成

組名	冊名	寛政11年「七組役高改覽帳」			組の異同	文化4年「田畑反別名寄帳」			
		居住	名	役高		居住	名	役高	
弥勒組		(弥勒)	長五郎	32.4120	⇒	弥勒	長五郎こと長右衛門	33.5506	
		(弥勒)	善六分長五郎	1.1807	→×				
		(弥勒)	彦五郎事彦右衛門	2.6790	⇒	弥勒	彦右衛門	2.6790	
		(弥勒)	貞広事逸平	1.7100	⇒	弥勒	逸平こと平兵衛	1.7100	
		(弥勒)	徳右衛門	9.7172	⇒	弥勒	徳右衛門	5.9840	
					×→	弥勒	善兵衛	3.1313	
					×→	(弥勒)	善兵衛女房	5.2920	
					×→	弥勒	三しゅう兵吉	0.1960	
					×→	弥勒	又助	0.8027	
		大作	源兵衛	7.4293	→花輪へ				
		大作	太郎左衛門	10.0833	⇒	大作	太郎左衛門	7.1440	
					×→	弥勒	源太郎	0.1773	
	村入石		弥勒	佐次右衛門	9.3700	⇒	弥勒	佐次右衛門	7.7227
			弥勒	治兵衛	3.6446	→羽黒へ			
		弥勒	七之丞	0.4440	⇒	弥勒	七之丞	0.4440	
					大門より→	大門	政治郎	8.4310	
					×→	上宿	与八	4.5547	
					大作より→	上宿	茂兵衛	16.4673	
上宿		上宿	庄兵衛	19.8284	→羽黒へ				
		上宿	庄兵衛	10.1143					
		上宿	逸平	3.0217	→羽黒へ				
		上宿	権右衛門	29.7018	⇒	上宿	権右衛門	23.7764	
					花輪より→	上宿	茂右衛門	1.5550	
		上宿	八兵衛	4.6290	→×				
		岩崎	新兵衛	20.2273	→羽黒へ				
					×→	岩崎	伝兵衛	28.8183	
岩崎		谷	真城坊	1.3570	→大門へ				
					花輪より→	谷	西福寺	2.9727	
					大門より→	新宿	勘兵衛	3.2467	
		(大作)	松右衛門	6.9320	⇒	大作	松右衛門	6.9320	

組の異同	文化8年「田畑反別名寄帳」			組の異同	文政元年「田畑反別名寄帳」		
	居住	名	役高		居住	名	役高
⇒	(弥勒)	長右衛門	34.6167	⇒	弥勒	長右衛門	17.1458
				×→	(弥勒)	長五郎	13.5500
				×→	弥勒	長次郎	1.0687
⇒	弥勒	彦右衛門	0.2850	⇒	弥勒	彦右衛門	0.2850
⇒	(弥勒)	平兵衛	1.7100	⇒	弥勒	平兵衛	1.7100
⇒	(弥勒)	徳右衛門	0.5040	⇒	(弥勒)	徳右衛門	0.5040
⇒	(弥勒)	善兵衛	3.2573				
→×							
				×→	(弥勒)	久六	4.8410
				×→	(弥勒)	太兵衛	27.4907
×→	弥勒	としまや次助	4.0926	→×			
×→	弥勒	逸平分権左衛門	2.3940	⇒	(弥勒)	権左衛門	10.7456
⇒	弥勒	三しゅう屋兵吉	0.1960	⇒	弥勒	三州屋兵吉	0.1960
⇒	弥勒	又助こと六右衛門	0.8027	⇒	(弥勒)	六右衛門	0.8027
花輪より→	大作	源兵衛	1.7967	⇒	大作	源兵衛	1.7967
⇒	大作	太郎左衛門	8.0720	→×			
→×							
				×→	大作	太右衛門	3.0240
				×→	大作	茂右衛門	0.9280
⇒	弥勒	佐次右衛門	6.2107	⇒	弥勒	佐次右衛門	2.8747
羽黒より→	弥勒	次兵衛	6.9777	⇒	弥勒	治兵衛	9.4426
→×				×→	(弥勒)	七之丞	0.4440
				×→	弥勒	与茂助	1.3720
				×→	弥勒	重右衛門	1.1200
大門より→	弥勒	次郎左衛門	0.4560	⇒	弥勒	治郎左衛門	0.4560
⇒	大門	政次郎	8.4310	⇒	大門	政次郎	8.4310
大作より→	砂郷	善右衛門	9.8159	⇒	砂郷	善右衛門	10.8542
⇒	上宿	与八	4.8527	⇒	上宿	与八	7.9230
				×→	上宿	紺屋喜八	1.2000
花輪より→	上宿	惣右衛門	7.6377	⇒	上宿	惣右衛門	7.4377
⇒	上宿	茂兵衛	16.4673	⇒	上宿	茂兵衛	16.4673
⇒	上宿	権右衛門	23.7764	⇒	上宿	権右衛門	22.1908
→羽黒へ							
				×→	上宿	丹七	1.5863
→大門へ							
花輪より→	岩崎	六右衛門	3.5140	⇒	岩崎	六右衛門	3.5140
×→	岩崎	又兵衛	7.7000	⇒	岩崎	又兵衛	4.1800
×→	谷	長三郎	3.0053	⇒	谷	長三郎	3.0053
羽黒より→	谷	本漸寺塔中寛源院	2.4290	⇒	(谷)	本漸寺塔中寛源院	2.4290
→×							
⇒	新宿	勘兵衛	3.2467	⇒	新宿	勘兵衛	3.2467
⇒	大作	松右衛門	9.7114	⇒	(大作)	松右衛門	11.9834



組名	冊名	寛政11年「七組役高改覽帳」			組の異同	文化4年「田畑反別名寄帳」			
		居住	名	役高		居住	名	役高	
大作組		(大作)	利右衛門	0.6800	⇒	大作	利右衛門	0.6800	
		(大作)	五郎兵衛	8.5550	⇒	大作	五郎兵衛	8.5550	
		(大作)	喜八	0.5153	⇒	大作	喜八こと新右衛門	0.5153	
		(大作)	嘉平治	4.2753	⇒	大作	嘉平次	4.9150	
		(大作)	大林寺	0.5773	×→	大作	嘉右衛門	1.8800	
		(大作)	太兵衛	0.2873	⇒	大作	大林寺	0.5773	
		(大作)	平兵衛	1.7147	⇒	大作	太兵衛	0.2873	
		(大作)	彦右衛門	7.5079	⇒	大作	平兵衛	0.4735	
		(大作)	新兵衛	1.4330	⇒	大作	彦右衛門	7.5078	
		(大作)	長次	0.4733	⇒	大作	新兵衛	1.4330	
		(大作)	是恕分長次	7.0560	→×				
		(大作)	忠平	2.2560	⇒	大作	長次こと次郎兵衛	3.4973	
				善六分組田	6.3680	⇒		勘七こと忠平	2.2506
						×→	大作	忠助	2.1513
村入石		大作	孫右衛門	0.1400	⇒	大作	孫右衛門	0.1400	
					大門より→	砂郷	善右衛門こと新兵衛	10.9270	
		砂郷	平六	1.7360					
上宿		上宿	茂兵衛	16.4673	→	彌勒へ			
岩崎		谷	仙妙坊	0.4920	⇒	(谷)	本漸寺塔中仙妙坊	0.4920	
		岩崎	清十郎	46.6729	⇒	岩崎	清十郎こと太兵衛	60.7250	
					大門より→	岩崎	権三郎岩崎藤七二成	0.8680	
		新宿	弥治馬	0.8353	→	砂郷へ			
花輪組	(花輪)	忠左衛門	8.7174	→×					
	(花輪)	勘左衛門	27.6150	⇒	花輪	勘左衛門	30.5566		
	(花輪)	新助	0.1587	⇒	花輪	新助	0.1587		
	(花輪)	孫兵衛	2.7620	⇒	花輪	孫兵衛	15.6894		
	(花輪)	庄右衛門おぼつる	1.2833	⇒	花輪	庄右衛門おぼつる	1.2833		
	(花輪)	大法寺	2.4060	⇒	花輪	大法寺	2.4060		
	(花輪)	平八	0.6580	⇒	花輪	平八	4.6100		
	(花輪)	彦左衛門	0.2007	×→	花輪	彦左衛門伴平蔵	1.6380		
				⇒	花輪	彦左衛門	1.9227		
	(花輪)	重郎左衛門	0.2380	⇒	花輪	重郎左衛門	0.2380		
	(花輪)	惣兵衛	19.0947	⇒	花輪	惣兵衛	22.0734		
				×→	花輪	慶春	0.6527		
	(花輪)	八左衛門	0.2100	⇒	花輪	八左衛門	0.2100		
	(花輪)	彦四郎	3.8726	→×					
	(花輪)	平六	0.5600	⇒	花輪	平六こと忠平	1.2227		
	(花輪)	半右衛門	5.1220	⇒	花輪	半右衛門	0.8687		
				彌勒より→	大作	源兵衛	6.5380		
			大門より→	大門	甚兵衛	0.4946			

組の異同	文化8年「田畑反別名寄帳」			組の異同	文政元年「田畑反別名寄帳」		
	居住	名	役高		居住	名	役高
⇒	大作	利右衛門こと次助	0.6800	⇒	(大作)	次助	0.6800
⇒	大作	五郎兵衛こと卯之三郎	8.5550	⇒	(大作)	卯之三郎こと周助	12.7663
×→	大作	五郎兵衛伴留八	5.0732	→×			
⇒	大作	新右衛門こと万次郎	0.2190	⇒	(大作)	新右衛門こと万次郎	0.2193
					(大作)	勘右衛門	10.6314
⇒	大作	嘉平次	5.6533	⇒	(大作)	嘉平次	5.4903
⇒	大作	嘉右衛門	0.2000	⇒	(大作)	嘉右衛門	0.2000
⇒	大作	大林寺	0.5773	⇒	(大作)	新兵衛	0.5773
⇒	大作	太兵衛	0.2873	⇒	(大作)	太兵衛	2.9433
→×							
⇒	大作	彦右衛門	7.5780	⇒	(大作)	彦右衛門こと新左衛門	7.5080
⇒	大作	新兵衛	1.4330	⇒	(大作)	新兵衛	1.4330
⇒	大作	七次こと次郎兵衛	2.6247	⇒	(大作)	治郎兵衛	2.1513
⇒	大作	忠助こと定五郎	2.2560				
⇒		善六分組田	6.3680	⇒		善六分組引請	6.3680
→×							
⇒	大作	孫右衛門	1.1807	⇒	大作	孫右衛門	1.1807
花輪より→	大作	浄光寺	3.2693	⇒	大作	常光寺	3.2693
→彌勒へ							
大門より→	上宿	彦右衛門	1.7407	⇒	上宿	彦右衛門	1.7407
大門より→	上宿	久四郎	1.5587	⇒	上宿	久四郎	1.5587
→花輪へ							
⇒	岩崎	太兵衛式番組	60.0370	⇒	岩崎	太兵衛式番組	60.5121
	岩崎	太兵衛三番組	6.7566	⇒	岩崎	太兵衛三番組	17.9753
→花輪へ							
砂郷より→	新宿	弥治馬	0.8353	⇒	新宿	弥治馬	0.8353
⇒	花輪	勘左衛門	34.0613	⇒	(花輪)	勘左衛門	29.8053
⇒	(花輪)	新助こと五郎兵衛	0.1587	→×			
				×→	(花輪)	久左衛門	1.9360
⇒	花輪	孫兵衛	15.6894	⇒	(花輪)	孫兵衛	17.2287
⇒	花輪	庄右衛門おぼつる	0.8633	→×			
⇒	花輪	大法寺	2.4060	⇒	(花輪)	大法寺	1.3366
⇒	花輪	平八こと平次郎	6.4300	⇒	(花輪)	平次郎	11.0634
⇒	花輪	彦左衛門伴平蔵	1.6380	⇒	(花輪)	平蔵	1.6380
⇒	花輪	彦左衛門こと彦四郎	1.9227	→×			
				×→	(花輪)	清四郎	0.2287
→×							
⇒	花輪	惣兵衛	21.2334	⇒	(花輪)	惣兵衛	21.2334
⇒	花輪	慶春	0.6527				
⇒	花輪	八左衛門	0.2100	⇒	(花輪)	八左衛門	0.2100
⇒	花輪	平七こと忠平	0.8563	⇒	(花輪)	忠平	0.8563
					(花輪)	清四郎忠平持二成	1.0694
⇒	花輪	半右衛門	0.8687	⇒	(花輪)	半右衛門	0.8687
→彌勒へ							
⇒	大門	甚兵衛	0.4946	⇒	大門	甚兵衛	0.4946

組名	冊名	寛政11年「七組役高改覽帳」		組の異同	文化4年「田畑反別名寄帳」		
		居住	名		役高	居住	名
花輪組	村入石						
				×→	弥勒	小左衛門養子太左衛門	3.5200
				砂郷より→	大作	常光寺	3.2693
		砂郷	善右衛門	34.9920	→大門へ		
	上宿	上宿	又兵衛	2.1887	→×		
		上宿	茂右衛門	1.5550	→弥勒へ		
		上宿	久四郎	1.5587	→大門へ		
		上宿	惣右衛門	6.0673	⇒	上宿	惣右衛門
岩崎				×→	上宿	佐助	0.3300
				×→	上宿	吉左衛門	2.9935
				×→	上宿	小七	1.2600
	谷	西福寺	2.9727	→弥勒へ			
	岩崎	六右衛門	3.5140	⇒	岩崎	六右衛門	3.5140
	岩崎	利助	2.4790	→×			
				羽黒より→	新宿	茂左衛門	17.0271
	羽黒組	(羽黒)	彦兵衛	18.4677	⇒	(羽黒)	彦兵衛
(羽黒)		八郎左衛門	14.0439	→×			
				×→	羽黒	彦兵衛母りん	1.6474
(羽黒)		忠蔵	4.0334	⇒	羽黒	忠蔵	4.0334
(羽黒)		勘十郎	4.8800	⇒	羽黒	十内こと勘重郎	4.1100
(羽黒)		平五郎	1.4140			平五郎	1.4140
(羽黒)		伝四郎	16.7927	⇒	羽黒	伝四郎	16.2167
				×→	羽黒	藤七	0.3000
(羽黒)		伊之松	0.3000	⇒	羽黒	伊之松	2.4093
(羽黒)		茂七こと清左衛門	4.6380	⇒	羽黒	茂七こと清左衛門	3.4040
(羽黒)		忠兵衛	3.1666	⇒	羽黒	忠兵衛	10.5399
(羽黒)		源八こと源兵衛	6.5540	⇒	羽黒	源八こと源兵衛	2.4247
(羽黒)		清蔵	0.1333	⇒	羽黒	清蔵	0.1333
(羽黒)		平七	5.3267	→×			
(羽黒)		幸助	3.9917	⇒	羽黒	幸助	3.9917
				×→	羽黒	半左衛門	0.2000
村入石				弥勒より→	弥勒	治兵衛	4.3003
				×→	羽黒	吉兵衛	2.9394
				弥勒より→	上宿	逸平	3.0217
上宿							

組の異同	文化8年「田畑反別名寄帳」			組の異同	文政元年「田畑反別名寄帳」		
	居住	名	役高		居住	名	役高
×→	砂郷	庄兵衛	3.5247	→×			
⇒	大作	太左衛門	2.6560	→×			
→大作へ							
羽黒より→	上宿	嘉平治	30.6683	⇒	上宿	嘉平次	31.6703
羽黒より→	上宿	つばや喜兵衛	1.5987	⇒	上宿	つばや喜兵衛	4.5623
×→	上宿	いづみや庄次郎	3.5447	⇒	上宿	いづみや庄次郎	0.5720
				×→	上宿	半次郎	2.9727
				×→	上宿	八郎兵衛	0.8177
				×→	上宿	久八	0.5227
→弥勒へ							
→大門へ							
→大門へ							
→羽黒へ							
大作より→	谷	本漸寺塔中仙妙坊	0.4920	⇒	(谷)	本漸寺塔中仙妙坊	0.4920
×→	岩崎	武右衛門	1.0020	→×			
大作より→	岩崎	藤七	0.8680	⇒	岩崎	藤七	0.8680
→弥勒へ							
×→	新宿	かまや勘左衛門	5.2780	⇒	新宿	かまや勘左衛門	6.9713
×→	新宿	彦左衛門	1.7906	⇒	新宿	彦左衛門	1.7906
→×							
⇒	羽黒	彦兵衛	108.0547	⇒	(羽黒)	彦兵衛	96.5246
⇒	羽黒	彦兵衛母りん	1.6474	→×			
⇒	(羽黒)	忠蔵	0.4933	⇒	(羽黒)	忠蔵	0.1433
⇒	羽黒	勘十郎	1.6013	⇒	(羽黒)	勘重郎	8.2640
⇒	羽黒	平五郎	1.4140	⇒	(羽黒)	平五郎	1.4140
⇒	羽黒	伝四郎	16.2167	⇒	(羽黒)	伝四郎	12.9173
				×→	(羽黒)	清五郎	3.2993
⇒	羽黒	藤七妹かる	0.3000	⇒	(羽黒)	藤七孫かな	0.3000
⇒	羽黒	伊之松こと次郎吉	0.3000	⇒	(羽黒)	治郎吉	0.3000
⇒	羽黒	茂七こと清左衛門	1.4040	⇒	(羽黒)	清左衛門	1.6800
⇒	羽黒	忠兵衛	10.5399	⇒	(羽黒)	忠兵衛	10.5399
⇒	羽黒	源八こと源兵衛	0.1100	⇒	(羽黒)	源兵衛	0.1100
⇒	(羽黒)	清蔵	0.1333	⇒	(羽黒)	清蔵	0.1333
⇒	羽黒	幸助	3.9917	⇒	(羽黒)	幸助	4.1500
⇒	羽黒	半左衛門こと松之郷村富次郎	0.2000	⇒	(羽黒)	半左衛門こと松之郷村富次郎	0.2000
				×→	(羽黒)	次助	4.0926
→弥勒へ							
⇒	羽黒	吉兵衛	2.9394	→×			
⇒	上宿	逸平	3.0217	⇒	上宿	逸平	3.0217
弥勒より→	上宿	茂右衛門	1.5550	⇒	上宿	茂右衛門	4.5790
花輪より→	上宿	小七	1.2600	→×			
×→	上宿	嘉兵衛	1.0740	⇒	上宿	嘉兵衛	1.0740

組名	冊名	寛政11年「七組役高改覽帳」			組の異同	文化4年「田畑反別名寄帳」		
		居住	名	役高		居住	名	役高
岩崎		上宿	嘉平次	25.0463	⇒	上宿	嘉平次	29.9683
		上宿	つばや喜兵衛	1.5987	⇒	上宿	つばや喜兵衛	1.5987
					弥勒より→	上宿	庄兵衛	12.8590
					砂郷より→	岩崎	伝兵衛岩崎伝右衛門ニ成	0.9973
					弥勒より→	岩崎	新兵衛	2.6947
					大門より→	谷	本漸寺塔中寛源院	2.4290
	福俵入石	新宿	茂左衛門	24.0321	→花輪へ			
		本須賀	四郎左衛門	1.9343				
		福俵	佐兵衛	2.4127				
		福俵	伊兵衛	1.2903				
		福俵	与五左衛門	1.0610				
		福俵	三郎兵衛	1.3813				
福俵		富治郎	2.3637					
福俵		本福寺	0.8493					
福俵		八郎左衛門	2.2377					
福俵		甚右衛門	3.0800					
大門組		下田中	源兵衛	0.8167				
		押堀	藤右衛門	2.4450				
		押堀	半兵衛	2.4320				
		(大門)	喜平治	1.7870	⇒	大門	喜左衛門	0.0650
		(大門)	清右衛門	36.3586	⇒	大門	清右衛門	26.2381
		(大門)	彦右衛門	27.5794	⇒	大門	重右衛門	21.7924
	村入石	(大門)	妙福寺	6.8073	⇒	大門	妙福寺	6.8072
			祭礼田	2.7020	⇒		定使田祭礼田ニ成	2.7020
		(大門)	佐助	0.1200	⇒	大門	茂助	0.1200
		(大門)	経什坊	2.7520	⇒	大門	経什坊	2.7520
		大門	政治郎	7.6020	→弥勒へ			
		(大門)	太郎右衛門分政治郎	1.5407				
上宿	大門	甚兵衛	0.4946	→花輪へ				
	弥勒	次郎左衛門	16.2787	⇒	弥勒	治郎左衛門	5.2252	
	大門	吉蔵	6.1332	→×				
	砂郷	善右衛門	19.3767	→大作へ				
				花輪より→	砂郷	善右衛門こと新兵衛	36.3770	
				砂郷より→	砂郷	孫右衛門	5.2013	
				×→	砂郷	文蔵	1.7520	
	上宿	彦右衛門	1.7407	⇒	上宿	彦右衛門	1.7407	
				砂郷より→	上宿	嘉七	3.1393	
				花輪より→	上宿	久四郎	1.5587	
				×→	上宿	木出源左衛門	1.1527	
岩崎	谷	寛源院	2.4290	→羽黒へ				
	岩崎	権三郎	0.8680	→大作へ				
				弥勒より→	(谷)	本漸寺塔中真城坊	1.3570	
	新宿	勘兵衛	3.2467	→弥勒へ				
				×→	片貝	三郎治引譜世話砂郷新兵衛	4.0926	
			×→	広瀬	吉左衛門	1.4080		

組の異同	文化8年「田畑反別名寄帳」			組の異同	文政元年「田畑反別名寄帳」		
	居住	名	役高		居住	名	役高
→花輪へ							
→花輪へ							
→砂郷へ							
→大門へ							
→大門へ							
→弥勒へ							
⇒	大門	喜左衛門	0.8400	⇒	(大門)	喜左衛門	0.8400
⇒	大門	清右衛門	18.7214	⇒	(大門)	清左衛門	18.7214
⇒	大門	重右衛門	21.0457	⇒	(大門)	重右衛門	21.0457
⇒	大門	妙福寺	6.8072	⇒	(大門)	妙福寺	6.8072
⇒		定使田	2.7000	⇒		定使田	2.7020
⇒	大門	茂助	0.1200	⇒	(大門)	茂助	0.1200
⇒	大門	経竹坊	2.7520	⇒	(大門)	経竹坊	2.7520
→弥勒へ							
→×							
→砂郷へ							
→砂郷へ							
→大作へ							
花輪より→	上宿	佐助	3.7647	⇒	上宿	佐助	3.7647
花輪より→	上宿	吉左衛門	2.9935	⇒	上宿	吉左衛門	2.9935
⇒	上宿	嘉七	2.0193	⇒	上宿	嘉七	2.0793
→大作へ							
⇒	上宿	木出源左衛門	1.1527	→×			
弥勒より→	岩崎	伝兵衛	27.3413	⇒	岩崎	伝兵衛	27.2413
羽黒より→	岩崎	伝右衛門	7.0217	⇒	岩崎	伝右衛門	7.0217
→×							
羽黒より→	新宿	茂左衛門	12.2350	⇒	新宿	茂左衛門	8.1526
⇒	岩崎	新兵衛	0.2700	→×			
→×							

組名	冊名	寛政11年「七組役高改覽帳」			組の異同	文化4年「田畑反別名寄帳」		
		居住	名	役高		居住	名	役高
砂郷組	(砂郷)	新四郎		3.7606	⇒	砂郷	新四郎	2.5526
	(砂郷)	幸八		0.4047	⇒	砂郷	幸八	0.4047
	(砂郷)	彦左衛門		12.2338	⇒	砂郷	彦左衛門	8.5920
					×→	砂郷	与四郎	1.4233
	(砂郷)	七助		0.2667	→×			
	(砂郷)	金蔵		0.2340	→×			
	(砂郷)	市左衛門		6.3533	⇒	砂郷	市左衛門	7.6430
	(砂郷)	文六		7.7770	⇒	砂郷	文六	5.2383
	(砂郷)	藤吉		0.3600	⇒	砂郷	藤吉	0.3600
	(砂郷)	小四郎		0.3233	→×			
	(砂郷)	源次郎		3.9230	⇒	砂郷	源次郎	2.3633
	(砂郷)	四郎左衛門		0.4000	⇒	砂郷	四郎左衛門	0.4000
					×→	砂郷	平蔵	0.2673
	(砂郷)	五左衛門		1.0293	⇒	砂郷	五左衛門	0.3643
	(砂郷)	七郎兵衛		3.1500	⇒	砂郷	七郎兵衛こと三右衛門	4.3500
	(砂郷)	安右衛門		0.8567	⇒	砂郷	安右衛門	3.7327
	(砂郷)	文長		8.1469	⇒	砂郷	文長	16.6735
	(砂郷)	伊八分文長		1.0103	→×			
	(砂郷)	兵蔵		1.9430	⇒	砂郷	重蔵こと兵蔵	3.2370
	砂郷	天神田		1.7640	⇒	砂郷	天神田	1.7640
	(砂郷)	半十郎		0.3120	⇒	砂郷	半十郎岩崎太兵衛二成	0.3120
(砂郷)	伊兵衛		0.2980	⇒	砂郷	伊兵衛上宿与八二成	0.2980	
				×→	砂郷	小七	5.5294	
村入石	大作	常光寺		3.2693	→花輪へ			
	砂郷	孫右衛門		7.4444	→大門へ			
					×→	砂郷	甚蔵彦兵衛二成	0.8820
					×→	川場	長左衛門引請世話人砂郷今介	1.7360
上宿	上宿	嘉七		2.0193	→大門へ			
岩崎					×→	上宿	清助	0.4533
	岩崎	清十郎		82.3033	⇒	岩崎	清十郎こと太兵衛	81.0016
	岩崎	伝兵衛		0.6440	→羽黒へ			
				大作より→	新宿	弥治馬	0.8353	
大豆谷	大豆谷	甚五右衛門		7.2990	⇒	大豆谷	甚五右衛門	4.8737
	大豆谷	増右衛門		5.1200	⇒	大豆谷	増右衛門	7.5454
	大豆谷	久八		3.3330	⇒	大豆谷	久八	3.3330
	大豆谷	半左衛門		1.3280	⇒	大豆谷	半左衛門	1.3280
	大豆谷	善蔵		5.1880	⇒	大豆谷	善蔵	7.1247

組の異同	文化8年「田畑反別名寄帳」			組の異同	文政元年「田畑反別名寄帳」		
	居住	名	役高		居住	名	役高
⇒	砂郷	新四郎	1.7966	→×			
⇒	砂郷	幸八	1.5807	⇒	(砂郷)	幸八こと又右衛門	1.1760
⇒	砂郷	彦左衛門	8.5920	⇒	(砂郷)	彦左衛門	5.7403
⇒	砂郷	与四郎	0.2053	⇒	(砂郷)	与四郎	1.4233
⇒	砂郷	市左衛門	7.6430	⇒	(砂郷)	市左衛門	4.2957
⇒	砂郷	文六	5.2383	→×			
⇒	砂郷	藤吉	0.3600	⇒	(砂郷)	藤吉こと源助	0.3600
⇒	砂郷	源次郎	2.3633	⇒	(砂郷)	源次郎こと幸助	1.7272
⇒	砂郷	四郎左衛門	3.5490	⇒	(砂郷)	四郎左衛門	8.2917
⇒	砂郷	平蔵	0.2673	→×			
⇒	砂郷	五左衛門	0.3643	⇒	(砂郷)	五左衛門	7.4013
⇒	砂郷	七郎兵衛こと八郎兵衛	5.8520	⇒	(砂郷)	八郎兵衛	6.3014
⇒	砂郷	安右衛門	3.7327	⇒	(砂郷)	安右衛門	3.7327
⇒	砂郷	文長	16.6735	⇒	(砂郷)	文長	15.1313
⇒	砂郷	重蔵	2.2056	⇒	(砂郷)	重蔵	2.2056
⇒	砂郷	天神田	1.7640	⇒	(砂郷)	天神田	1.7640
	砂郷	長右衛門こと長左衛門	3.1250	⇒	(砂郷)	長左衛門	3.1250
	砂郷	長四郎	1.6920	⇒	(砂郷)	長四郎	1.9767
→×				×→	(砂郷)	半重郎	0.3120
				×→	(砂郷)	三左衛門後家	0.2700
⇒	砂郷	伊兵衛	0.1800	→×			
→×							
×→	砂郷	清吉	2.2877	→×			
大門より→	砂郷	文蔵	1.7520	→×			
大門より→	砂郷	孫右衛門	5.8639	⇒	砂郷	孫右衛門	2.0000
×→	砂郷	平兵衛	0.9474	⇒	砂郷	平兵衛	2.7204
				×→	砂郷	甚兵衛	2.2877
				×→	砂郷	吉左衛門	2.3186
				×→	砂郷	甚右衛門	0.6627
→×							
⇒	川場	長左衛門	1.7360	⇒	川場	長左衛門	1.7360
羽黒より→	上宿	伊勢屋庄兵衛	1.6070	→不明			
					上宿	兵右衛門	1.0647
→×							
⇒	岩崎	太兵衛	75.5147	⇒	岩崎	太兵衛老番組	75.5147
→大作へ							
⇒	大豆谷	甚五右衛門	4.8737	⇒	大豆谷	甚五右衛門	7.2990
⇒	大豆谷	増右衛門	7.5454	⇒	大豆谷	増右衛門	5.1452
⇒	大豆谷	久八	3.3330	⇒	大豆谷	久八	3.3330
				×→	大豆谷	久兵衛	1.3280
⇒	大豆谷	半左衛門	1.3280	→×			
⇒	大豆谷	善蔵	8.1280	⇒	大豆谷	善蔵	5.1880
				×→	大豆谷	清助	1.9347

組名	冊名	寛政11年「七組役高改覽帳」			組の異同	文化4年「田畑反別名寄帳」		
		居住	名	役高		居住	名	役高
大豆谷組	大豆谷組				×→	大豆谷	五左衛門	1.7453
		大豆谷	留右衛門	2.2080				
		大豆谷	勘左衛門	2.1400	⇒	大豆谷	勘左衛門	2.1400
		大豆谷	彦右衛門	1.0360	⇒	大豆谷	彦右衛門	1.0360
		大豆谷	蓮妙坊	2.6280	⇒	大豆谷	蓮妙坊源藏引請	2.6280
		大豆谷	久右衛門	14.9057	⇒	大豆谷	久右衛門	7.5338
		大豆谷	三郎治久右衛門引受	4.0926	→×			
		大豆谷	六郎左衛門	2.3893	⇒	大豆谷	六郎左衛門	5.5017
		大豆谷	仁兵衛	9.0973	⇒	大豆谷	仁兵衛	9.0973
		大豆谷	甚右衛門	7.2990	⇒	大豆谷	甚右衛門こと源藏	0.4920
					×→	大豆谷	善右衛門	5.4952
					×→	大豆谷	喜兵衛	4.8347
		大豆谷	源治郎	23.8642	→×			
福俵組	福俵組				×→	赤坂	良右衛門彦兵衛ニ成	5.5697
						福俵	佐兵衛	2.4127
						福俵	伊之丞こと庄左衛門	1.2903
						福俵	与五左衛門	2.3580
						福俵	吉右衛門	0.3570
						福俵	三郎兵衛	1.3813
						福俵	富治郎	2.3637
						福俵	本福寺	0.8493
						福俵	八郎左衛門	2.2377
						下田中	源兵衛	0.8167
						田中	源八	0.1050
					羽黒より→			
						福俵	甚右衛門	3.0800
						押堀	藤右衛門	2.4450
						押堀	八左衛門	2.4320
						押堀	助左衛門吉兵衛ニ成	2.1847
						押堀	勘兵衛	0.5950
				油井	勘兵衛	2.1443		
				福俵	太兵衛大豆谷善右衛門ニ成	8.4653		
不明								

組の異同	文化8年「田畑反別名寄帳」			組の異同	文政元年「田畑反別名寄帳」		
	居住	名	役高		居住	名	役高
→×							
⇒	大豆谷	勘左衛門	1.0480	⇒	大豆谷	勘左衛門	1.0480
⇒	大豆谷	彦右衛門	1.0360	⇒	大豆谷	彦右衛門	1.0360
⇒	大豆谷	蓮妙坊源藏引請	2.6280	⇒	大豆谷	蓮妙坊源藏引請	2.6280
⇒	大豆谷	久右衛門	1.0757	⇒	大豆谷	久右衛門	1.0757
⇒	大豆谷	六郎左衛門	5.5017	⇒	大豆谷	六郎左衛門	3.1124
⇒	大豆谷	仁兵衛	6.4413	⇒	大豆谷	仁兵衛	6.4413
⇒	大豆谷	甚右衛門こと源藏	0.4920	⇒	大豆谷	甚右衛門こと源藏	0.4920
⇒	大豆谷	善右衛門	16.0767	⇒	大豆谷	善右衛門	18.4184
→×							
×→	大豆谷	重左衛門	4.8347	⇒	大豆谷	重左衛門	4.8347
				×→	大豆谷	織右衛門	3.9160
→×							
⇒	福俵	佐兵衛	2.4127	⇒	福俵	佐兵衛	2.4127
⇒	福俵	伊兵衛こと庄左衛門	1.2903	⇒	福俵	庄左衛門	1.2903
⇒	福俵	与五左衛門	2.3580	⇒	福俵	与五左衛門	2.3560
⇒	福俵	吉右衛門	0.3570	⇒	福俵	吉右衛門	0.3570
⇒	福俵	三郎兵衛	1.3813	⇒	福俵	三郎兵衛	1.3813
⇒	福俵	富治郎	2.3637	⇒	福俵	富次郎	2.3637
⇒	福俵	本福寺	0.8493	⇒	福俵	本福寺	0.8493
⇒	福俵	八左衛門	2.2377	⇒	福俵	八郎左衛門	2.2377
⇒	下田中	源兵衛	0.8177	⇒	下田中	源兵衛	0.8167
→×							
×→	福俵	要七	1.8503	⇒	福俵	要七	1.8503
⇒	福俵	甚右衛門	3.0800	⇒	福俵	甚右衛門	3.0800
				×→	福俵	文左衛門	1.8853
				×→	福俵	栄治	1.0314
⇒	押堀	藤右衛門	2.4450	⇒	押堀	藤右衛門	2.4450
⇒	押堀	八左衛門	2.4320	⇒	押堀	八左衛門	2.4320
→×							
⇒	押堀	勘兵衛	0.5950	⇒	押堀	勘兵衛	0.5950
	押堀	吉兵衛	2.1847	⇒	押堀	吉兵衛	2.1847
⇒	油井	勘兵衛	2.1443	→×			
→×							
				×→	大作	与左衛門	4.9070
				×→	大作	清藏	1.3347
				砂郷より→	上宿	伊勢屋庄兵衛	1.6070



表5 有原家の組・領分別持高 (単位:石)

	天保5	天保13	嘉永元	嘉永4
	田島高改帳	皆済帳		
松平領分羽黒組	5.02	14.85	16.36	12.15
松平領分弥勒組				0.33
松平領分大作組				
松平領分花輪組	4.12	11.70	12.16	7.16
松平領分大門組		2.91	3.00	2.91
松平領分砂郷組				0.67
三田領分	0.36	3.19	3.27	
清水領分	4.42	2.25	3.91	3.77
河野領分	0.70	4.05	4.18	1.86

参照史料 天保5年:「田島高改帳」[有原コ38]/天保13年・嘉永元年:天保13年「御年貢米永皆済帳」[有原ツ33]/嘉永4年:「御年貢米永皆済帳」[有原ウ86]

行所・他村の者の手に渡ったはずである。しかしそれでも組の編成替えが行われなければ、組高は錯綜した形となる。残念ながら、文政元年以降の組高構成の全体像を記した史料は存在しないが、その後の有原家の所持地構成からこの点を確認してみよう。

はじめに天保五年作成の「田島高改帳」という、有原家の所持地を整理した帳簿を見ると、松平分の田畑は、花輪組に四石余と、羽黒組に五石余が存在し、所持地が二組にまたがっている。次に「皆済帳」と題された帳簿を用いる<sup>36)</sup>。

これは有原家に課された年貢諸役について、知行所・村ごと費目ごとに納入量や皆済日が記され、一部については担当村役人が捺印を行った帳簿である。表5は「皆済帳」の役銭納入記録をもとに持高を逆算し、入地組・知行所ごとの持高を整理したものである。史料の性格上、同家所持地のすべてが現れているとは言いが切れないが、それでも有原家の所持地は複数の入地組にまたがっており、関係する入地組数は増加傾向にあることが指摘できよう。

以上、断片的な史料からではあるが、天保期以降、複数組にまたがる土地所持が見られるようになったことが確認できた。ただし、このことをもって、文政元年以降、一度も組の再編が行われなかったとは断定できない。天保五年の松平知行分の有原家所持地合計は一〇石弱、天保一三年の羽黒組高所持地は一五石弱であり、天保五年の所持地がすべて羽黒組高に再編された可能性も捨てきれない。前述の通り、文

記載はなく、高についても組高の区分は一切見られない。

以上の点、および前述した年貢徴収業務における名主と組頭の役割の差を考えると、組頭―入地組の系統は、年貢徴収には全く活用されていないことが、ほぼ確実であろう。年貢徴収業務は年貢高を基準とし、名主―知行所の系統のみで完結している。一方で組頭―入地組系統は、役高を基準とする役銭徴収業務のための枠組みとして存在していたのである。

#### 4 安政年間―組頭時代―

##### (1) 文政期以降の変化

前述の通り有原家は文政元年時点において、松平分だけで一〇〇石弱の土地を所持していたが、その後、天保五年(二八三四)には一〇石程度にまで激減している。文政元年「名寄帳」には、天保期までの土地所持者の移動が書き加えられており、有原家の所持地の変遷を見ると、修正が重ねられ判読困難な記載もあるためデータ化は難しいが、同家所持地のほとんどが文政二―三年に他家へ移っていることが確認できる。これは事実上の分散(破産)であり、同家の経営はここで一旦破綻したと考えられる。

ところで、文政元年「名寄帳」に天保期までの土地の移動が加筆されていることは、少なくとも天保期まではこの帳簿が現用文書として利用されていたことを示す。前項で明らかにした通り、「名寄帳」の改訂と同時に組の編成替えが行われたとすれば、文政元年の改訂以降しばらくの間は改訂が行われず、組の編成替えもなされなかったと考えられる。

文政初年に有原家の所持地の多くが売却されたことで、羽黒組の組高であった有原家所持地の多くが、他組・他知

表6 安政3年「百石割之帳」の内容

	支出額			利分 文	立替者	支出内容
	両	分	朱			
村用				32	彦兵衛	蠟燭代立替
		1		200	彦兵衛	御鷹賄入用
				200	彦兵衛	筆墨代
				600	彦兵衛	箱手樋普請材木代立替
		1		500	彦兵衛	箱手樋普請材木代立替
			2	120	彦兵衛	箱手樋普請入用立替
			1	200	彦兵衛	男蛇普請入用立替
				164	彦兵衛	提灯張替代
				148	彦兵衛	蠟燭代
				164	金左衛門	提灯張替代
	村用ノ金2分3朱銭3073文					
組用				753	彦兵衛	上納金立替
				300	彦兵衛	出府入用
				757	彦兵衛	出府入用
				2348	彦兵衛	割祝儀・役銭取立
				1100	彦兵衛	人足夫銭
				2889	彦兵衛	組頭役料
				1348	彦兵衛	糯米相場違
組用ノ銭9719文						
「村組出物ノ金2分3朱銭12792文」(以下、「史料8」に続く)						

参照史料：安政3年「百石割之帳羽黒組」(有原ウ101)

政元年「名寄帳」の加筆が天保期までであったことを踏まえると、天保後期に組の再編と「名寄帳」の改訂が行われた可能性はかなり高いと言える。ただ、有原家文書には、文政元年の名主退役から、安政年間に組頭に就任するまでの間の史料がほとんど含まれていないため、この期間の組のあり方については、残念ながらこれ以上の検討は困難である。

(2)百石割之帳

組頭時代(安政期)の有原家文書において注目したいのは、「百石割之帳」と題された帳簿である。表紙に「羽黒組」「組頭彦兵衛」と記されている通り、羽黒組頭彦兵衛の作成による帳簿である。ここでは安政

三年のものを例に検討しよう。内容は表6に整理した通りで、「村用」と「組用」に分けて、「本村割元帳」「千石割元帳」と同様に支出額・立替者・支出内容が書き上げられている。支出内容を見ると、「村用」には、出府入用や夫銭、祝儀など

「千石割元帳」で処理されていた費目が挙がっている。そしてこうした書上げののち、「村用」と「組用」の各合計額および総計額が算出され、次のような処理が行われる。

(史料8)

村組出物 ノ金貳分三朱ト銭拾貳貫七百九拾貳文

皆為銭 ノ銭拾七貫四百六拾八文

此処江高請分 五拾貫八百文

引ノ 三拾三貫三百貳拾八文 割元江可出分

高百石ニ付 四拾貳貫百三拾貳文割

銭相場六貫八百文

三拾三貫三百貳拾八文 割元江可出分

内

一、金貳両也 定使甚太郎江渡 ……①

一、老貫百四拾貳文 半右衛門役銭可請取分継合 ……②

一、三百七拾貳文 重右衛門高分役銭可請取分継合 ……②

一、百八拾九文 栄藏分役銭継合可成分 ……②

一、百八十九文 組頭役料駄賃分 ……③

一、金老朱也 金左衛門去春中軍用金上納飛脚 ……④

一、老貫六百貳文 石拾貳本運賃駄賃分引 ……⑤

一、百三拾弍文 石壺本千葉町方駄賃分 ……⑤  
 〆金弍両壺朱三貫六百三拾八文

皆為錢 拾七貫六百六拾弍文

差引 〆 拾五貫六百六拾弍文 不足

外二壺貫六百弍拾弍文 左二有之候駄ちん不足

〆 拾七貫弍百八拾四文 不足

「村用」「組用」の総計一七貫四六八文を、「高請分」五〇貫八〇〇文から引き、三三貫三二八文が「割元へ可出分」となる。この処理は前述の「千石割元帳」での処理と同様であり、「高請分」は羽黒組の組高に課された役銭から、羽黒組の者による立替分が差し引かれ、不足額が算出される。そしてこの不足額から、さらにいくつかの費用が差し引かれる。差し引かれるのは、①定使への支払、②「継合」、③組頭役料の駄賃分、④そのほか羽黒組の者による立替分、⑤石の駄賃である。そして差し引いた残りが「不足」分となり、これを羽黒組から割元へ納入するのである。

以上から、まず松平知行所の「百石割」の、役銭徴収システムにおける位置について確定しておこう。「百石割の帳」とは、「千石割元帳」で算出された各入地組が負担する役銭について、立替分と相殺するため、各組にて作成された帳簿である。前章でも指摘されている通り、同じ「百石割」という名称であっても、河野知行所では、松平知行所における「千石割」を「百石割」と呼んでいる。同じ「百石割」という名称が、異なる性格の入用割に用いられていることは興味深い。

次に、不足額から差し引かれている費用①～⑤に注目しよう。これについて、入地組の独自の入用と判断するのは早計である。役銭の負担額は千石割によって計上された「高請分」の一〇〇石に付き四二貫一三二文で、すでに確定している。すなわち、入地組単位で発生した独自の支出が新たに加算されるわけではなく、本来割元から受け取る金銭を羽黒組が代わりに支出し、羽黒組が割元へ納入する金銭と相殺しているにすぎない。「百石割の帳」は、あくまで「千石割」によって確定した組単位の役銭負担額を処理するための帳簿であり、入地組独自の入用は現れていないのである。

この点を踏まえて、②「継合」について考えよう。この部分もまた、本来は割元から受け取るべき金銭を、羽黒組から割元へ納入する金銭と相殺しているはずである。「継合」を行っている三名は、重右衛門が松平分名主、半右衛門は同元名主、栄蔵は組頭で、いずれも他の入地に居住する松平分の村役人である。前述した通り、村役人は多額の立替えを行っている。とすれば「継合」とは、立替額が過分となって割元から返金を受けるはずの者が、当該入地組に所持する高にかかる役銭と相殺する処理方法と考えるのが妥当であろう。

「継合」が行われる前提には、松平知行所の他組所属である彼らが、羽黒組高の土地を所持しているという、入地組を超えた土地所持の展開が想定される。この点について、安政二年の「反別役高帳<sup>38</sup>」という羽黒組高のみの名寄帳から、少なくとも安政二年には、右に名前が現れた者たちが羽黒組高を所持していたことを確認できる。また同じ帳簿において、河野知行所の前嶋家(治助)が、この帳簿に六石余の所持者として現れていることに注目したい。同家の持高については、渡辺尚志氏が役銭の高割額からその変遷を確定しており、安政二年には、松平知行分の土地を三四石余所持していたことが分かっている<sup>39</sup>。つまりこの帳簿に記載された前嶋家所持地はそのごく一部であり、同家は松平知行分の土地を複数組にまたがって所持していることが明らかなのである。入地組をまたいだ土地所持は、この時期かなり広範に展開していたと考えられる<sup>40</sup>。

組編成の全体像が分からないため、限定的な分析に留まったが、以上から安政期の入地組について、次のようにま

とめておく。文政期以降、複数の入地組にまたがる土地所持を解消するような大規模な編成替えはなかなか行われず、組をまたがる土地所持が一般化し、入地組は属人的編成から、土地ごとにも所屬組が固定された属地的編成へと変質を遂げた。しかし変質後の入地組が果たした役割とは、四給全体で行われる本村割、松平知行所で行われる千石割を受けて、立替者との相殺を行い、組高所持者から役銭を徴収することにほぼ限定されており、入地組が独自の業務を遂行して独自の入用を発生させることはなかった。年貢徴収についても、有原家の「皆済帳」などから、以前と変わらず松平知行所単位で行われていることが確認できる。入地組は、属地的編成へと変質した幕末段階にいたっても、知行所の下部組織として役銭徴収業務を分担する単位に過ぎなかったのである。

## 小 括

まず松平知行所の入地組について改めて整理しておこう。入地組とは役銭徴収の単位であって、台方村全体および松平知行所にて発生した入用について、組内の立替支払者との間で相殺し、組間での差引勘定を行い、組構成員から役銭を徴収した。入地組が年貢徴収に利用されることはなく、また入地組が独自の活動によって入用を発生させることもなかった。その構成は、文政期までは属人的編成をとっており、数年に一度の編成替えによって、複数組にまたがる土地所持を解消していた。また台方村内の他知行所付百姓については、居住する入地との関係を一定程度考慮しつつも、組の規模が一定の水準を保つよう、編成替えが度々行われていた。文政期以降には編成替えが行われなくなり、組高は固定化され、属地的編成単位に変質する。しかし以後も、知行所の下で役銭徴収業務を分担するというその役割に変化はなかった。

松平知行所において、なぜこうした入地組が必要とされたのだろうか。この点を端的に示すような史料は見つからず、推測に拠らねばならないが、ここでは村役人による立替機能に注目して考えておきたい。前述の通り、年貢諸役の立替機能は名主が単独で担っており、それが有原家の経営破綻の要因にもなった。一方、役銭については立替機能が組頭などにも分担されていたから、立替えを担う者、特にそれを中心的に担った組頭にとって、それは大きな負担であっただろう。そのさい、組高が一定規模に保たれ、名主・組頭が所属組高に応じた比率で立替えを行つたならば、組間での差引勘定はほとんど不要となる。その点からすれば、組高とは各組による立替義務の比率を示しているともいえる。また、複数組に分属する家が存在しなければ、滞納者が発生した場合、滞納分の立替責任を負う単位が明確となる。このように考えると、組間での差引勘定を極力少なくし、組内にて役銭の徴収業務を完結させ、滞納分の立替責任を明確化し、かつ各組がそれぞれ先例通りの比率で立替義務を担うことが、このような形の入地組を編成する目的だと考えることができるのではないか。

文政期以降の変化については限定的な分析しか加えられていないが、組高の属人的編成が解体し、属地的編成へと変質したことを確認した。その画期として、有原家の経営破綻が想定される。羽黒組高だけで構成される一〇〇石前後の有原家所持地が、短期間に他組・他知行所・他村に引き取られるという事態は、土地所持の秩序を大きく動揺させたであろうし、なにより経済力をもつ家が消滅したことにより、知行所運営・村運営のあり方自体の大きな改編を余儀なくされたはずである。この点は、土地の引取手の確定、その後の知行所運営・村運営体制など、検討すべき点が多く残っているが、結果として、組をまたいだ土地所持の解消作業を事実上放棄し、その展開を容認しつつ、それに応じた役銭精算の仕組みなどを構築することで、入地組が担っていた役銭徴収業務の分担という役割が、以後も果たされ続けたと理解しておきたい。

以上をもとに、次に台方村における入地の性格について考えよう。前章にて明らかにされている通り、入地は祭祀



や講・日待ちなど宗教的な機能を担い、また治安維持機能や「入地普請」などを担っていた。これを受けて本章では、まず台方村の村入用(役銭)徴収システムについて検討した。その結果、「入地普請」に伴う入用が台方村全体の会計帳簿にて処理されていることを確認したが、その一方で、祭礼等の宗教的行事に伴う入用については、そうした費目を帳簿に見出すことができなかった。このことは、「入地普請」を除いた入地入用が、台方村全体の村入用徴収システムの中に組み込まれていないこと、さらに言えば、入地が村―知行所とは別の位相に存在していることを示していると言える。

また本節では、松平知行所の入地組と土地との関係を分析し、入地組は属人的に編成されていて、入地組と土地との有機的な結びつきは確認できないことを明らかにした。この点は、台方村全体における入地と土地との関係を反映していると考えられる。すなわち、各入地が一定領域の土地を「入地の土地」として確保・管理するような、入地と土地との有機的な結びつきがあれば、入地組もまたそれを前提として、固定された組高に基づく属地的な編成をとるはずであろう。入地組の属人的編成は、そのまま入地と土地との有機的な結びつきの欠如を示しているのである。これに加えて、入地単位の土地保全機能である「入地普請」についても、入地独自の機能ではなく、村全体の保全機能の一部として存在していたことを明らかにした。以上から、入地と土地との関係は極めて限定的であり、入地とは、土地所有を基盤とする厳密な意味での「共同体」とは評価できないことが明らかだと考えるのである。

### 三 入地内の知行所間対立

台方村河野知行分の名主を務めた前嶋家の幕末期の当主である治助は、詳細な日記を書き残したことで知られる。

「治助日記」と呼ばれるこの日記の書き始めは嘉永二年(一八四九)五月二八日であり、「五月廿八日、嘉七住居屋敷一件二付出府罷在候所、濟寄二相成候二付帰宅仕候<sup>(4)</sup>」という記事から始まっている。嘉七の屋敷に関する一件が落着し、江戸から帰村した治助は、その日から日記を記し始めた。『千葉県史 通史編』では、「この一件の中で、治助は記録することの重要性を学んだのだろう」と指摘されている<sup>(4)</sup>。

嘉七・由松屋敷地境一件と呼ばれるこの一件は、前嶋家が住む弥勒入地内において、河野知行付百姓である嘉七と松平知行付百姓である由松とが、屋敷地の境をめぐる争った出入りである。一方の当事者である嘉七は、当時組頭だった前嶋家当主治助とは従兄弟の関係にある。嘉永元年八月に治助が評定所へ出訴し、翌年五月に内済となった。本節では、この一件の経緯および双方の主張や立場を検証し、知行所―入地の関係についてさらに検討を加える。

あらかじめ当時の村役人の構成を説明しておく。河野知行所の名主は小安家の治郎左衛門、組頭は治助と保次郎の二名で、保次郎は治郎左衛門の分家である。この三人はいずれも弥勒入地に居住している。一方の松平知行所の名主は大次郎と半右衛門で、大次郎は弥勒入地、半右衛門は花輪入地に居住しており、弥勒組の組頭は長右衛門であった。以下では煩雑さを避けるため、訴訟方である嘉七・治助・治郎左衛門の側、すなわち河野知行所側を「河野方」、相手方である由松・長右衛門の側、すなわち松平知行所側を「松平方」と呼ぶことにする。

#### 1 出入りに至る経緯と双方の主張

まずは、治助が嘉永元年九月に幕府勘定奉行所へ提出した河野方の訴状を見よう。

〔史料<sup>(4)</sup> 9〕

乍恐以書付御訴訟奉申上候



不法出入

河野良以知行所  
 上総国山辺郡台方村  
 訴訟人 組頭 治助

松平右近様御知行所  
 同国同郡同村  
 相手 百姓 由松  
 同 組頭 長右衛門

右訴訟人治助奉申上候、当村字弥勒ニ而上畑屋敷地式筆合式畝廿三步之場所者、私親治兵衛代方引統進退所持罷有候処、去ル文化十三年中、右治兵衛弟長蔵江右屋敷地貸遣、家作為致候ニ付而者、村役人并隣家相手由松親久六儀も一同立会、往古方有来候境筋傍示相改、奥木植付、同木之真を境与定、互ニ壹尺程宛引去並木植付置、年来相立候ニ付、悉盛木致何れも式尺五寸廻位方三尺廻り位迄ニ相成、竹垣結付双方地境之儀歴然相分居、是迄数拾ヶ年来故障も無之候処、相手由松儀、如何之所存ニ御座候哉、此節ニ至境筋不分明ニ候間、双方方親類組合之者為立会相改度由申来、一円合点不仕候儀ニ者御座候得共、同人任申ニ双方組合之者共取斗ニ而、当人共を相除、境筋見届候上、前書奥木之真を境与致、双方ニ而植付置候並木有之候上者、聊境筋紛乱可致様無之、地境之儀者是迄之有姿ニ而眼前相分居候趣、相手由松江申論候処、一旦納得致、尚其後ニ至、右植付有之候木品盛木致迷惑ニ付、不残伐採候様可致旨難題申掛候得共、右者居屋敷非常之備ニ立置候並木之儀ニ付、伐採候儀者難相成、尤枝之分者伐採、差障不相成様可致旨及挨拶候処、由松儀、両組村役人江申出、場所立会見分之上、村役人共方

申聞候者、境筋之儀、分明ニ而紛敷儀者曾而無之候得共、前々方結付来候与者乍申、竹垣之儀目障之趣、相手村役人申之ニ付、前々方私方ニ而補理来候久根垣之儀、目障ニ候共、今更取払候儀者難相成趣申断、然ル所其後、相手由松組合村役人一同馴合、兼而相巧置候儀ニ可有之哉、由松并組頭長右衛門重立組合之者共一同、右竹垣理不尽ニ取除、境筋を打越、居屋敷内ニ植付置候並木迄不残取込、多人數ニ而不法ニ杭木打建、右体狼藉之所業差働候ニ付、最初可差留与声掛近寄候処、銘々所持之竹木切等を以可相掛体ニ而、彼是妨致候得者可打殺杯、種々悪口雑言申罵候ニ付、恐怖いたし、其場を逃退居宅口々戸入り致、差扣罷在候処、勝手儘ニ乱妨差働候儀ニ有之、此儘捨置候而者居屋敷地并並木共被奪取候儀ニ付、難捨置、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以御慈悲相手由松・長右衛門其外右江携候者共一同被召出、不法之始末逸々御吟味之上、打建候杭木早々拔取、竹垣元形ニ取結、歴然相分居候境筋江彼是不差綺候様被仰付被成下置度奉願上候、以上

嘉永元申年九月

河野良以知行所  
 上総国山辺郡台方村  
 訴訟人 組頭 治助

御奉行所様

嘉七の屋敷地について、この屋敷地は「上畑屋敷地」であり、治助の父治兵衛の代から前嶋家が進退し、文化一三年（二八一六）、治兵衛が弟の長蔵（嘉七の養父）にこの屋敷地を貸し、家作を行ったという。その際、村役人や隣家の久六（由松の父）も立ち会って、以前からの屋敷地の境を確認し、目印となる木を植え付け、その木の芯を境と定め、そこから互いに一尺ずつ下がった所に並木を植えた。並木は立派に生長し、また竹垣も結い付けてあるので、地境は

明瞭である。ところが由松が最近になって、境が不明なので双方の親類組合の立会いのもとで確認したいと言ってきた。納得はできないが、由松の言う通りに確認を行ったうえで、地境は明瞭であると由松に申し論した。すると由松は、一旦は納得したものの、その後、並木が生長しすぎて迷惑なので残らず伐採してほしいと言ってきた。これについては、並木は屋敷の非常の備えであり伐採はできないが、枝は伐採し、由松の迷惑にならないようにすると返答した。しかし由松は、今度は「両組」の村役人に、竹垣が目障りであると訴え出た。ここである「両組」とは、河野知行所と松平知行所を指している。治助・嘉七はこのことを松平方の村役人から聞いたが、以前からある竹垣を取り払うことはできないと返答した。すると、由松と、松平知行所の弥勒組頭である長右衛門、そのほか主だった「組合」の者が、竹垣を理不尽に取り除き、地境を越えて、嘉七の屋敷地内の並木をも取り込んで、勝手に杭木を立ててしまった。このままでは屋敷地も並木も奪われてしまうので出訴したのだという。そして松平方に対し、杭木の取り除きと、竹垣の修復を命じるよう求めている。

次に、松平方が同年一〇月に作成した返答書を見よう。

〔史料<sup>10</sup>〕

乍恐以返答書奉申上候

松平右近知行所上総国山辺郡台方村百姓由松・組頭長右衛門奉申上候、河野良以様御知行所同村組頭治助方私共江相掛り不法出入申立、先月中久須美佐渡守様江奉出訴、当二日御差日御尊判頂戴被相附、拜見承知奉畏、乍恐返答書を以左ニ奉申上候、

(治助の訴状の内容要約、略)

此段当村之儀者、清水様并三田運一郎様・河野良以様・松平右近御四給入会之村方ニ有之、訴訟人治助所持之字弥勒上畑式筆合式畝式拾三步之場所者、右近知行分彦兵衛所持上畑ニ而、屋敷地ニ無之、文化十三年中同人方治兵衛方江質地ニ差入、其後去ル文政五年中右地所を治兵衛儀弟長蔵江貸渡、家作為致差置候得共、人別之儀者如何之訳ニ候哉、其頃方河野良以様江差出、引続同人響養子嘉七住居、百姓相続罷在、然ニ同人親代方住居畑地廻り江奥木其外並木等追々勝手儘ニ植付候得共、隣由松義者親久六代方困窮者ニ而年々作奉公ニ罷出、明地同様ニ相成居候始末、殊ニ追々両親死失旁ニ付、何等之儀も不心付打過、漸当五六ヶ年以來由松儀宅江引取農業営罷在候処、右嘉七方ニ而植付候並木、追々覆茂り収納等ニ差支、其上境筋不明ニ付、村役人江申出、長蔵養子嘉七江掛合候得共、由松困窮を見掠、彼是申紛等閑置、却而竹垣結出し木蔭ニ相成候故、弥由松農業ニ差支難儀之旨を以、組合一同村役人方江申出、右者右近知行分ニ付、双方地主并当給役人共立会木蔭懸り地境等改方取斗候而も可然哉ニ奉存候得共、地主治助并嘉七支配名主次郎左衛門江掛合為立会候処、嘉七方ニ而結付候竹垣有之、何分境界難見極候間、取除候様同人江情々申談候得共不承知申不取除、左候逆其儘差置候而者改方差支候間、当給村役人共方地主治助并治郎左衛門江掛合、一同立会之上垣根取除改見候処、一体字弥勒与申畑地之儀者、上之方方境目毎二二尺三尺位ツ、段々引下り、境界之儀者高方方低方迄之間を畑足与唱、いづれも低方ニ小溝有之候を境与銘々相心得罷在、然ニ治助所持畑与由松之境ニ限り外並与者相違致候間、一同相談納得之上、同所外地境之姿ニ泥ミ境引いたし、嘉七方ニ而植出候立木者伐採候積ニ而行届候得共、其余木蔭懸り立木伐採之儀、当給役人方何様申聞候而も嘉七不承知申不行届、当惑仕、一同相談および候処、畢竟御相給人別之者を右近知行分畑地江家作為致差置候故右体之差纏も出来、殊ニ村役人申聞をも不取用我意不法申張候儀ニ而、先役之者共取斗与者乍申已後右様之木蔭掛り等之争論猶出来候節者勿論、其外変事等出来候砌者地頭所江対シ候而も不相濟、且者村役人取斗ニも難渡仕候間、御相給人別ニ而右近知行分畑地江家作住居罷在候者共者、已来当給分江人別入仕、住

居畑地者屋敷受相願相続いたし候様仕度、訴訟人治助義も右近知行分畑地江家作住居罷在候得共、矢張河野良以様人別之者二付、同人并嘉七江右之趣掛合候所、人別入致候儀者勿論、屋敷受相願候段難相成、右様之儀申聞候上者、前書示談之上境杭立候儀及破談、其御筋江奉出訴候旨相斷、治助出府いたし候間、当給役人共右地頭所江申立、其御筋江出訴可仕与奉存、出府仕候処、治助も最早御訴訟奉申上候段承知仕候間、無余儀差扣候儀二而、私共儀勝手儘二垣根取除杭木打建候儀者勿論、立木宅本たり共伐採候儀決而無御座、全屋敷受・人別入之儀、当給役人共右掛合候儀を心懸敷存、品々相違之儀書鎊り、愚昧与見掠私共相手取奉出訴候儀二而、何共難儀至極仕候間、何卒以御慈悲前段之始末被為訊問召、訴訟人治助儀已来右体之難題不申懸ケ、同人并嘉七一同当給分江人別入仕、住居畑地者屋敷受相願、右不承知二候ハ、家作立木共取扱候様被仰付度、偏二奉願上候、以上

嘉永元申年十月二日

松平右近知行所

上総国山辺郡台方村

返答人 百姓 由松

同 組頭 長右衛門

御評定所

嘉七の屋敷地についてまず、これは松平知行付の上畑であつて屋敷地ではないと主張する。この土地は、元々彦兵衛、すなわち松平知行所の元名主である有原家が所持していたが、文化一三年に治兵衛へ質地に入れ、文政五年（一八二二）に治兵衛から長蔵へ貸し渡され、家作が行われた。しかし、そこに居住する長蔵の人別は松平知行付ではなく、河野知行付となつたと指摘する。一方の由松は、親の久六の代から困窮していて、毎年作奉公などに出ていたた

め、屋敷地は空地同然になつていた。その間に長蔵・嘉七が、勝手に目印の木や並木を植え付けた。由松は五、六年前によく家に戻り、農業を再開したが、嘉七が植え付けた並木が覆い茂つて農業に差し支え、さらに地境も不明だつたので、村役人へ訴え出たが、嘉七は取り合つてくれず、さらに竹垣を結い付けたので、由松の農業にさらに支障を来すようになった。本来この土地は松平知行付であるから、双方の地主と松平方の村役人とで地境の改めを行えばよいはずなのだが、この時は河野方の村役人にも立ち会つてもらい、竹垣を取り除くよう掛け合つた。しかし嘉七・治助はこれを承知しない。そもそも弥勒の畑地は地境ごとに段があり、その低い方には溝があつて、これを地境としているが、嘉七と由松の屋敷地境だけが他と異なつてゐる。これを他の地境と同様にし、並木を伐採するよう松平方村役人から嘉七に掛けあつたが、嘉七は承知しないという。

その後、松平方一同の相談のなかで、次のような意見が出たという（史料傍線部）。そもそも他の知行付の者を松平知行付の畑地に住まわせていることから、今回のような問題が生じ、村役人の説得も受け入れずに我意を申し張るようなことが起こつた。これでは今後も、こうした争論が起きた時はもちろん、何か変事が起きた時も、知行所村役人による対処が難しくなる。ついでには嘉七に対し、松平知行所へ「人別入」を行わせ、住居の畑地も「屋敷受」を行わせるべきだとの意見である。そして、治助もまた松平知行付の畑地に住居しながら河野知行付の百姓であり続けているとして、治助と嘉七の双方に、「人別入」と「屋敷受」をするよう掛け合つたという。しかし両者はこれを受け入れず、示談は破談となり、出訴に至つた。由松側の主張によれば、治助と嘉七は、「人別入」と「屋敷受」を求めたことを恨んで、偽りばかりを書き連ねて出訴をしたのだという。そして治助・嘉七に対し、「人別入」と「屋敷受」をするよう、もし承知しないならば家作と立木をすべて取り払うよう命じてほしいと求めている。

最後に、松平方が実力行使に及んだとされる八月一七日の前後の出来事について、治助の記録をみておきたい。



〔史料11〕

一、当八月十五日、隣家由松并ニ組合藤五郎・為蔵右両人同道ニ而私方江参り被申候二者、貴殿屋敷并ニ我等居屋敷境之儀不分明ニ有之候間、我等方ニ而者組合を相頼候ニ付、貴殿方ニ而も組合を相頼、境筋相改度由申来候ニ付、私方申候者、境筋之儀者私親治兵衛此屋敷受取候砌り、其方親久六并二元地主其外村役人一同立会之上、往古より之境江奥木を植付双方ニ而壹尺程ツ、相互ニ引去、並木植付有之候得者、境筋不分明之儀者無之候得共、其方ニ而左様之心得ニ候ハ、組合を相頼可相改由申候所、由松并ニ外式人共返り申候、其後一円得其意不申候得共、私組合保次郎・久兵衛・小左衛門・儀助・庄之助右五人を相頼、由松方より申来り候趣組合之者共江相咄し候所、組合之者共、左様之儀ニ有之候ハ、由松方江挨拶可致与、組合之内小左衛門、由松方江参り申候二者、組合之者共参候間、立会見届可申由申参り候所〔中略〕

一、同十七日、由松儀、支配村役人江申出候所、組頭長右衛門・同利左衛門・同平左衛門・同新右衛門・同権右衛門・名主格清右衛門・名主見習大次郎・名主半右衛門右八人之者共、長右衛門宅江参会之上、由松方江参り、私支配名主次郎左衛門与私兩人を由松方江呼寄被申聞候二者、貴殿組下治兵衛持屋敷与由松屋敷地不分明ニ而、由松方申出候間、今日見分致度、貴殿も立会可致由申ニ付、由松方村役人八人・次郎左衛門・私一同右場所江参り、境筋見届候上、私江被申聞候二者、境筋之儀眼前ニ相分り居、不分明之儀者決而無之与被申聞、其後ニ至り久根垣目障之趣ニ而可取払由、由松方村役人共被申聞候得共、先前懸合之者共掛合中ニも地境之儀又境並木之儀を申置、今日ニ至り而も眼前相分り居候趣申聞候ニ付、其意難得与存候間、前々私方ニ而結付来り候久根垣取払候儀者難相成、双方有姿ニ而見分致具候様申候処、由松方村役人共私名主治郎左衛門江被聞申候二者、左様有之候得者立会二者および不申候由申ニ付、次郎左衛門・私其場を引去候処、其後組頭長右衛門并ニ為蔵兩

人ニ而私宅迄参り被申聞候二者、是迄度々懸合致候得共不行届ニ付、双方共此方殿様之御地面故、此方組役人丈之取斗致候趣申参り候ニ付、私方申候者、組役人取斗与申者何様之儀ニ可有之哉、其儀者今少々之内御待被下候与申置、直様名主次郎左衛門方江参り右之様子咄入候処、次郎左衛門申候二者、何様之取斗ヲ以致候哉、相分り不申候得共、一体村方之儀者何事ニよらず差縄有之候節者四給村役人立会与申事者先年より有之候間、御四給参会之儀を頼入、組役人取斗ヲ以之儀者今少々之内待具候趣宜敷与申ニ付、直様私、相手方村役人共江右之趣頼入候処、由松方村役人共申候二者、此方ニ而者相給村役人者願不申、若願度候ハ、其方勝手次第与申ニ付、名主半右衛門方江参会、宿を頼入候処、此方ニ而者四給参会宿之儀者難相成趣被断候ニ付、無余儀次郎左衛門宅を宿与定、私組合之者ども式人ツ、次郎左衛門之口上を相添参会之儀願歩行内、最早由松組頭長右衛門先立、村役人六人・由松組合之者共八人、都合拾六人ニ而不法ニ久根垣取払候ニ付、可差留与近寄候処、銘々竹木切等をもつて可相掛体ニ而打殺杯与悪口ニ付、其場を逃退、居宅口々戸メリいたし居候、乍併余り心外之事故、戸口細目ニ明見届候処、最早私方並木迄由松方江取込、杭木打建、不成夫而已組頭長右衛門儀、私方並木壹本毎ニ抱代錢を積り不残ニ而金壹両三分が物有杯与申居候内、最早夕刻之事故か不残引取申候、

一、其後、御相給村役人衆名主次郎左衛門方江御出被下候得共、最早乱妨も致仕舞候ニ付、私方逸々御咄し申上候得共、最早致方も無之趣、乍併松平様村役人共是迄之郷例を相破り候趣、殊の外立腹仕候、

乱妨相働候者共名前

組頭長右衛門 同利左衛門 同平左衛門 同新右衛門 同権右衛門 名主格清右衛門 名主見習大次郎 百  
 姓由松 同文六 同長五郎 百姓六右衛門 同市右衛門 同徳右衛門 同勝次郎 同藤五郎 同為蔵  
 先掛合中二者右場所ニ居り候得共、乱妨之砌者病氣与申其場ニ不居、

## 名主半右衛門

八月一日、由松と松平方二人が、屋敷地境の見分を双方の「組合」に頼むことを提案してきた。治助は渋々了承し、河野知行所の五人にこのことを話し、このうち小左衛門が由松方へ出向いて話し合いを行った。八月十七日、松平方の名主・組頭計八人が弥勒組頭長右衛門宅に集まり、彼らから河野方の治郎左衛門・治助に対し、双方立会いのもとで見分を行う旨が伝えられた。しかし見分の場にも双方の意見は平行線をたどる。一旦解散となり、その後、松平方の長右衛門らは治助に対し、いずれの屋敷地も松平知行付の土地であるから、松平方役人だけで対処すると通告した。治助は治郎左衛門に相談し、治郎左衛門は、台方村で何か問題が起こったさいには「四給村役人立会」にするのが習わしであるとしてこれを提案した。治助はすぐに松平方役人の元へ行き四給村役人による寄合を提案したが、松平方役人はこれを拒否し、河野方役人が頼むのであれば勝手次第であると返答した。そこで松平方の名主である半右衛門に寄合の場を提供してくれるよう頼むも断られ、やむなく治郎左衛門宅を会場とし、組合の者を使って寄合招集の触れを行った。ところがその間に、松平方の一六名が実力行使に及んだのだという。

乱妨を働いたとされる一六名の顔ぶれを見ると、組頭五名、元組頭で当時は名主格だった清右衛門、名主見習の大次郎など、名主半右衛門を除くほぼすべての松平知行所役人が顔を揃えており、弥勒組に限定されることなく、松平知行所として集団化していることが分かる。

## 2 論点の整理

以上、出入りが発生するに至る経緯と、双方の主張を確認した。この出入りにおいて注目したいのは、以下の点である。

第一に、史料11に記された出入りに至る経緯を見ると、入地内の百姓は基本的に知行所の枠組みに拠って結集しており、当人同士の意を受けて話し合いを行うのも各知行所役人であった。そして双方の折合いがつかない場合、それを調停するのは四給村役人の寄合、すなわち台方村全体での協議であった。入地内の知行所間で対立が生じたさい、入地という単位でこれを調停する存在は、少なくともこの段階では確認できない。

第二に、松平方による「人別入」と「屋敷受」という要求に注目したい。松平方は、同知行付の畑地に他領の者が家作し住居していることを問題視しているわけだが、そこには二つの問題が含まれている。すなわち、A松平知行付の土地に他領の者が住居していることと、B畑地に家作し住居していること、という二つである。そしてAに対して「人別入」を、Bに対して「屋敷受」を求めるという構図になっていて、二つの要求はセットになっている。相手方が最終的に求めているのは、嘉七・治助を松平知行所村役人の統制下に置くことであり、これに直接関係するのはAであり「人別入」であるが、なぜBと「屋敷受」という要求がこれとセットになるのであるのか。

この点を考えるため、まずこれに関わる治助の反論を見よう。

〔史料12〕<sup>(46)</sup>

乍恐以追訴奉申上候

河野良以知行所上総国山辺郡台方村訴訟人組頭次助奉申上候、当村之儀者文禄三甲午年御検地奉請、其後元禄十一年寅御四給ニ相分、高千四百七拾石余、家数百七拾軒余ニ而四給入会、都合六組ニ相分、御公用村用共古来一村一体ニ而仕来り候処、相手村役人共儀者、私所持論所之儀、右近様御分上畑式筆合式畝式拾三步ニ而、文化中私取添、其後文化年中親類家作致候旨奉申上候得共、尤上畑ニ者御座候得共、往古畑屋敷与唱、前々百姓住地ニ而、既ニ去ル明和年中隣郷大豆谷村百姓久右衛門与申者私組名主次郎左衛門方江質地ニ売渡候御り、



元名主半右衛門裏印ニ而畑屋敷与証文認メ有之、左候得者、古来ハ百姓住居有之、既ニ元禄年中右近様御分百姓万作与申者、名主役をも相勤候者住居致、殊ニ当村之儀、字根郷・砂郷与唱、六組ニ相分、然ル所元屋敷畝歩之儀者字大門・羽黒与申此分而已ニ而、其外四組之儀者上田并上中下畑ニ百姓之免々住居有之、且又久来ハ違作之年柄有之候共、御給々御地頭所様方ハ田畑共夫々御用捨引等御座候年柄ニ而も、屋敷畝歩之儀者勿論、其外上田并上中下畑ニ至迄、百姓住居之分者聊成共御引方等割合一切無之、然者本屋敷同様畑屋敷ニ相違無御座候与乍恐奉存候、(後略)

治助の反論のポイントを整理すると、①嘉七屋敷地は上畑ではあるが、以前から畑屋敷と呼んでいて、百姓が居住していた、②明和年中に作成された同地の証文にも畑屋敷と明記されている、③元禄年中には、松平知行所名主であった万作もこの地に住居していた、④台方村の六つの入地のうち、屋敷地が存在するのは大門と羽黒だけであり、他の四入地では百姓は田畑に住居している、⑤凶作時に年貢が減免される時も、屋敷地と、百姓が屋敷地になっている田畑については年貢が減免されない、と説明し、嘉七屋敷地は本屋敷と同様の畑屋敷であると主張している。このように治助の反論はBの問題に終始している。

念のため、嘉七屋敷地の証文も確認しておこう。次の史料は、彦兵衛から治兵衛に宛てて出された当該屋敷地の譲渡証文である。

〔史料<sup>13)</sup>〕

譲渡申畑屋鋪証文之事

- 一、上畑壹畝式拾歩 台方村内弥勒屋鋪  
一、上畑壹畝三歩 右同断

ノ分米式斗四升九合

右者我等所持之屋鋪畑、貴殿懇望ニ付書面之通り譲渡シ申候、為礼五両被遣髓ニ受取申処実正也、(中略)

文化拾二年亥ノ十二月

台方村畑屋鋪讓主 名主 彦兵衛

証人 八郎兵衛

組頭 勘左衛門

同断 長右衛門

弥勒 次平殿

石盛は計算上で九となり、地目通り上畑であることは間違いない。しかし有所には弥勒屋敷と記され、畑屋敷・屋敷畑と説明されている。こうしたあり方は、前節までに明らかにした通り、相給支配のなかで知行所単位の役高を變動させないためにとられた、台方村では一般的な措置と言える。そして治助の反論の④にあつたように、台方村において正式に屋敷として登録されている土地は限定的なのであり、多くの百姓が田畑に住居していた。これはおそらく、分郷以前の近世初頭の検地のまま、地目や高が固定されているためと考えられる。

以上を確認したうえで、改めてAとBの関係を考えよう。嘉七屋敷地が、仮に河野方の主張通り、以前から屋敷地であつたと認められた場合、それが「人別入」を求める松平方にどのよう不利に働くだろうか。当該地が松平知行付であることは疑いなく、同知行付の屋敷地として認められることになる。とすれば、同知行付の屋敷地に、他領の者が居住するという状態が、以前から台方村で行われていたことになり、これが以前の慣行として認められれば、A松平知行付の土地に他領の者が住居しているという論点が有効性を失うことになる。逆に言えば、松平方の主張の

ように当該地が畑地だと認められれば、嘉七や治助は畑地に勝手に家作し住居してただけであり、松平知行付の屋敷地に住居するものはすべて松平知行付百姓になるべきとの主張が説得力をもち、人別入・屋敷受を承諾しないならば、家作を取り扱うように、という要求が有効性を帯びるのである。

松平方が主張する知行付屋敷地居住者⇨知行付百姓という関係は、分郷時の原則としては確かに各地で検出されるものである。しかしその後、近世後期に至るまでこうした原則が貫徹し続けるわけではない。この点について、尾脇秀和氏が、山城国石見山里村を事例として以下の点を明らかにしている。<sup>(48)</sup>①分郷時における知行付百姓の決定は、原則として居住する屋敷地の帰属が基準にされたと考えられる。ただし、一八給に分割された当村ではそれは必ずしも貫徹されなかった。②近世後期の当村では「帰属領主以外の領地にしか屋敷がない百姓」もあり、またある領主の知行付屋敷地の所持者が全員「出作百姓」(他領の百姓)という場合もあった、③こうした状況が生じたのは、分郷時に原則が貫徹されなかったという事情のほかに、新たに分家された百姓の領主との帰属関係が、居住する屋敷地の帰属ではなく、いずれの百姓からの分出であるかという「出自」によって決まり、知行所ごとに作成される宗門人別帳に記載されることで確定することも要因である。④こうしたなかで各知行所は、知行付百姓数の維持に苦心することになる。

右のような理解は、関東の相給村落においても概ね妥当であろうと思われる。そしてこうした理解を参考に今回の出入りを考えると、治兵衛の分家である長蔵が、松平知行付屋敷地に居住していながら河野知行付百姓となったことは、ごく一般的な手続きといえる。さらに言えば、こうして本分家関係に基づいて知行付百姓が決定していくとすれば、知行所という枠組み自体が複数の同族団によって構成された血縁を基盤とする集団という性格を帯びることになる。<sup>(49)</sup>知行所の枠組みは、領主側の都合で創出された支配のための枠組みではあるが、村人の側は、それを同族団を核とする集団として捉え返していった、と理解することもできるのではないか。

これに対し松平方は、知行所の枠組みを、居住する屋敷地の所属によって定義しなおそうとしている。それでは、知行付屋敷地居住者⇨知行付百姓という原則は、どの程度保たれていたのか。文政元年「名寄帳」<sup>(50)</sup>を見ると、「村入石」の冊にも多くの屋敷地を確認できる。例えば治兵衛はこの段階において、今回出入りとなっている二筆の屋敷地のほかに、一五筆、一反七畝余の松平知行付屋敷地(ただし、すべて地目は田畑)を所持している。大作の孫右衛門は、地目も屋敷として登録されている屋敷地を所持しており、有所には「孫右衛門屋敷」と注記されている。他知行付百姓の孫右衛門が松平知行付屋敷地に居住しているとみてほぼ間違いはない。同じく他知行付百姓である弥勒の佐次右衛門の所持地も、「佐次右衛門屋敷」と注記されている。このように、すでに文政期段階において、右の原則は貫徹されていなかったことが窺える。

屋敷地が他知行付百姓の所持に帰し、本分家関係に基づいて他知行付百姓が分出されれば、知行所内の百姓数が増減し、村落内の知行所間のバランスが崩れかねないのであり、こうした分家創出のあり方は大きな矛盾をほらむものと言える。ただここで改めて確認しておきたいのは、出入りに至る経緯のなかで見た通り、松平方はこうした知行付百姓数の増減等を問題にしているわけではない、知行付百姓由松の生活を保障し、対立する嘉七・由松を知行所役人の統制下に置くため、いわば副次的な要求として「人別入」が現れた点である。将来的には尾脇氏が注目するような知行付百姓数の維持という問題が浮上してくることも予想できるが、当該期の台方村では、こうした問題が顕然化するには至っていなかったことに注意しておきたい。

この点に関わって、一件が発生した嘉永期の台方村社会の歴史的段階について確認しておこう。そのために次の史料を見たい。河野方の嘉七の父である長蔵から、治兵衛に対して出された文書である。

〔史料149〕

入置申一札之事

三田様御分式筆<sup>ノ</sup>

一、上田式反九畝廿歩 台方村之内柳堀下

内三畝式歩田畑成

右田畑、文化六年巳年我等江御讓被下忝申請手作仕候処、追々不仕合打続不如意ニ相成、文化四年〔巳年カ〕致逼塞、私儀者江戸表江罷出候内、同六年末年、妻とわ病死仕候ニ付、前書之始末故其許様御立替金多分ニ相成返濟不相成、何共氣之毒ニ存候間、右讓受候田畑相返し可申段〔虫損〕談候処、追々勘定可致旨御申被成候得共、別ニ返金手段無御座候ニ付、押而相返し申候、然所又々私及老年ニ候ニ付、為手当与御讓被下重々忝存候、然上者貴殿者不及申ニ子孫ニ至迄無沙汰ニ質地ニ入申間敷候、万一難渋之儀有之候節者、急度御談之上取斗可申候、為後日御礼一札、依而如件

天保四年巳十二月

当人弟 長蔵 ④

倅 嘉七 (爪印)

親類 茂左衛門 ④

兄次兵衛殿

文化六年に、長蔵は治兵衛から三田知行所付の田地を譲り受け、以後数年は手作をしていた。しかし文政四年に逼塞し、江戸へ出た。その後、おそらく村に残っていたと思われる妻が文政六年に病死し、それを機に譲り受けた田地

を治兵衛へ返還した。そして天保四年(一八三三)になり、治兵衛は再びこの田地を長蔵に譲り渡すという。おそらく長蔵は、この再譲渡のタイミングで台方村に戻り、以後は村で余生を過ごしたのであろう。

なお、長蔵の屋敷地に家作が行われたのは、治助の主張では同地を取得した直後の文化一三年、相手側の主張では文政五年となっている。後者の主張に拠れば長蔵の逼塞後の家作ということになり、治助が異なる主張を行っていることから、何か事情があるように思える。ただこの点については、これ以上の検討はできない。

ここで注目したいのは、天保四年まで長蔵はおそらく江戸にいたのであり、この屋敷地は事実上の明屋敷であったとみられる点である。そしてこうした事情は、相手の由松についても同様である。史料10で説明されていた通り、由松もまた作奉公などに出ていて、その屋敷地は明屋敷同然であり、五、六年前の天保末年に由松はようやく台方村に戻ったのだった。すなわち問題となっている屋敷地は、天保期まではいずれも明屋敷だったのである。

こうしてみると、今回の出入りが発生するに至る歴史的段階を、次のように整理することができるのではないか。

①化政期まで台方村はいわゆる荒廃状況にあり、村人の多くは村外へ流出し明屋敷が発生していた。それに伴い、村役人は立替義務によって借財が高み、松平知行分の名主有原家が経営破綻し、同知行所の土地が知行所を超えて流出する。②天保後期になって村外に流出していた村人の帰村が見られるようになり、荒廃状況はようやく回復をみせる。しかしそのなかで、化政期に知行所を越えて流出した屋敷地等の問題が顕然化する。右のように整理すると、今回の出入りは、当該期の当該地域に特有の出入りと評価することもできるのではないだろうか。

### 3 内済までの経過

ではその後、内済までの経過を追っていこう。<sup>52</sup> 嘉永元年八月に松平方の実力行使が発生し、河野方は同月中に訴状

を幕府勘定奉行の久須美佐渡守に提出する(前掲史料9)。訴えは評定所での審理となり、一〇月二日が初審理となる。松平方は同日に返答書を作成し(史料10)、これをもとに審理が始まる。

(史料15)

一、十月二日明七ツ半時、御評定所江罷出候処(中略)久須美様を被仰出候二者、畑地を屋敷ニ致候儀者不相濟、乍併其節を故障も無之処、此節ニ至り故障申も不相濟、又下々ニ而能申事成共、此方人別ニ入与申も不相濟、境筋之儀も、其前々之事、双方共不容易儀ニ付、証拠物を可致持参、追々宅ニおいて吟味可致与被仰候ニ付、御評定所者引取、其後直さま御宅江罷出候処、追而呼出し之趣ニ而引取申候、

勘定奉行は、①畑地を屋敷にすることは認められない、②以前から屋敷にしていたのに突然故障を訴えるのも認められない、③人別の変更も認められない、として、屋敷地境よりも、その前提部分がより問題であると告げたという。その後はこの前提部分についての審理が続くが、両者の主張は平行線をたどり、河野方の治助は一月一〇日に、「相手方ニ而者、今般私を奉出訴候地境之申争者差置、地面之儀者屋敷地ニ者無之上畑之旨申之、懸合不行届候」と、松平方が争点をずらしていると主張する願書を提出する。それが功を奏したのか、一月一八日には留役から松平方に対して、畑屋敷であるか否かについては、「其方親長右衛門も其節組頭役ニ而畑屋敷証文ニ印形も致置、今更取用ニ不相成」と、「畑屋敷」と記された証文(史料13)の存在を指摘し、今後争点としないことが告げられた。

その後も江戸での審理は続き、訴答双方による内済へ向けた相談も何度か行われるが、決着しない。そこで留役は一月二日に、次のように、国元への一時帰村を提案する。

(史料16)

一、十二月五日、右之通之願書を以御訴申上候所、御呼込ニ相成、御留役様を被仰出候二者、又々懸合不行届趣、乍併次助相手方始末書差出し候二者、帰村之上国元ニ而相給村役人立会之上示談仕度由を申立ルニおいて者、其方も帰村之上示談可懸合旨被仰候ニ付、私方申上候二者、仲々国元ニ而者相手方者大給之事故大勢、私方者小給ニ而、仲々私杯之申事者聞入無之事故、私共を見掠メ不法之儀ニ被及候間、何卒此所ニ而御調被下候様願上候処(中略)御留役様を被仰候二者、夫者互いニ睦敷有之候得者能、論所之儀者伐取候が宜敷候哉、又者不伐取共宜敷候哉、相給村役人立会之上取斗らい可受旨、又小給と見掠メ非分之取斗有之候ハ、右之趣可申出、其節者見分を差遣し嚴重之調可致旨被仰聞候ニ付、引取申候、

松平方は、国元にて示談したいと留役に願いだした。これを受けた留役は、河野方の治助に帰村を促す。ところが治助は、松平知行所は大給であり、河野知行所は小給であつて、国元では人数の多い松平方に有利であるとして、江戸での審理の継続を願った。しかし留役は治助を説得し、治助はこれを受け入れた。

こうして同年末に双方は帰村するが、示談へ向けた話し合いは、翌年一月には早々に破談となる。すなわち、一月二日、松平方の長右衛門が河野方に対して、「訴答両組」すなわち松平と河野の両知行所のみでの示談交渉を提案したのに対し、河野方の治助は「是迄御利解之趣ニ而者左様之次第者無之、四給村役人一同ニ而立合示談可懸合旨被仰渡之趣申」と、評定所では四給村役人一同立会いの下で示談を進めるよう指示されたはずだと主張し、双方とも主張を曲げず、破談となったという。

一月二三日、双方は再び出府し、江戸での審理が再開される。その後、四月にも一度帰村し、国元において、今度は四給村役人立会いの下での示談交渉が行われた。その交渉に先立って、河野方の治助から、清水・三田両知行所の村役人に対して、「万一方引合等ニ相成候節者、相当之雑用差出し可申候」との一札を提出し、両知行所役人が江戸へ召出しとなった際には、河野知行所が入用を負担する旨を約束している。これについて治助は、「右一札文言之



内、相当之雜用差出し可申候為後日与申処江、双方与申文言書入具候様及掛合候得共、聞入無之ニ付、右之通之書面差出し申候」と付記して、入用は松平知行所とともに負担すべきと主張したが、聞き入れられなかったと述べている。

しかしそこの示談交渉もまた、双方の主張が平行線をたどるなかで破談となる。四月二八日に扱人が手切れの挨拶をし、閏四月二日に三たび出府する。勘定奉行からは、四給村役人全員を江戸へ召し出す旨が伝えられ、実際に同月二三日に全員が出府するに至る。

四給全村役人の江戸召出しが告げられた閏四月六日、河野方の治助は国元の家族にこのことを伝え、「定而大作茂左衛門様も御差紙名前之内ニ有之候間、定而御出府与奉存候間、宜敷御振合被成下」と、清水知行所の組頭で大作入地居住の茂左衛門へ根回しするよう指示している<sup>55</sup>。また治助は、同月に作成した願書の下書において、「殊ニ相手方名主大次郎、右同人妻之父、清水殿御領名主惣代相勤候治左衛門与聳舅之縁合を以、諸事村方不穩儀を相工、兎角悪事等取仕組、御取締ニ茂相拘り可申程之事共度々有之由」と、清水知行所名主の治左衛門について、松平知行所名主大次郎の親類だとして悪事を書き立てている<sup>56</sup>。おそらく国元において、親類関係をはじめとした、入地・知行所を超えて展開する諸関係を使った様々な工作が行われていたのであろう。

五月になり、ようやく示談がまとまり、内済証文の作成に入った。しかし内済証文が完成する前日の五月六日に至つてもなお、意見対立が生じている。すなわち、河野方の治助は、「畑屋敷与申文言無之候得者、以来家作之儀故障無之趣、何れ成共書入置度趣奉願上与申上候」と、内済証文に「畑屋敷」という文言を入れるか、そうでなければ、今後も家作は故障がないとの文言を入れるよう要求した。これに対し松平方は、「畑屋敷与申儀者名寄帳与相違之趣」と「畑屋敷」文言の明記はあくまで拒否し、「家作之儀者故障無之趣申上」と家作は故障がないことは認めつつも、

証文への明記については答えない。このやり取りに対して勘定奉行は、「其儀者訴外与申者也」と、畑屋敷であるか否かは訴外であるとし、今後もし家作などに故障が生じたら、その時にまた訴え出るようにと、治助を説得している。こうしてその翌日の五月七日に、内済証文が取り交わされ、訴え下げとなつて出入りは一応の決着をみた。内済の内容は、①地境は以前からある目印の木と定めること、②繁茂した並木の枝葉は、四給村役人立会いの下で伐採すること、という二点に限定されており、「屋敷受」「人別入」等については一切触れないものであった。

## 小括

今回の出入りの発端となつたのは、松平方の由松の屋敷地が並木によって木蔭になつており、並木によって土地自体も本来より狭くなつてきているという、いわば由松の生活保障をめぐる問題である。そして村人の生活保障機能を第一に担つたのは、知行所の枠組みであった。しかし他の知行所との間で利害が対立し、その機能は十分に発揮できないなかで、知行所構成員による実力行使が発生し、公訴に発展する。

松平方が問題にしたのは、第一に土地における地目と利用状況との乖離であり、松平方は最後まで「屋敷地」と明記することを拒み続けた。しかし松平方がより問題視していたのは、知行所付屋敷地に他知行付百姓が居住するという、領主の土地支配と人別支配の乖離という問題であった。松平方は、争論になつている屋敷地はいずれも松平知行付であることから、これを知行所内の問題として処理しようとする。一方の河野方は、松平知行付百姓と河野知行付百姓との争論であるとして、知行所間の話し合い、四給村役人寄合での相談、そして公訴へと展開させていく。松平方は、知行所内の問題としてこの出入りを処理できない状況に対して、知行付屋敷地居住者⇨知行付百姓という原則を再確認するという方向へと向かう。このように今回の出入りにおいては、近世領主支配の根幹に関わる構造的矛盾



が争点として浮上している。しかしこれに対して幕府評定所は、矛盾があることを認識しながら「訴外」であるとして審理の対象から外した。内済へ至る経過においても、幕府側の態度は、こうした問題に明確な判断を下すことを極力避けているようにみえる。そして結局内済では、こうした問題には一切触れずに、支障のある枝葉を伐採するといふ無難な妥協点に落ち着いた。

以上を踏まえ、改めて入地・知行所という枠組みについて考えよう。入地内で知行所間の利害が対立した場合、これを調停する役割を期待されたのは四給村役人寄合、すなわち台方村全体であって、入地には知行所間対立を調停するような役割は備わっていなかった。また四給村役人寄合についても、河野方の治助が、大給である松平知行所の発言力の強さを危惧していたように、各知行所の利害やパワーバランスに規定され、また入地・知行所を超えて展開する親類関係をはじめとする諸関係に影響されていて、今回の出入りでは、結局調停機能を十分に果たし切ることができなかった。各知行所の村役人の協同によって成り立つ入地や村が、知行所間の利害対立という場面で果たし得る機能には、おのずと限界があったのである。

## おわりに

本章は、台方村の村―知行所という相給村落特有の重層的な村運営機構において、小集落である入地がいかなる位置に置かれているかを、土地管理、年貢や役銭など諸負担の処理、紛争調停機能などの局面を切り口として分析してきた。

第二節では松平知行所の役銭徴収単位である入地組を取り上げ、特に組高に注目してその編成原理を検討した。その結果、入地組は文政期までは属人的編成をとり、組の規模を一定に保つように編成替えが度々行われていたこと、文政期以降には大規模な編成替えが行われなくなり、属地的編成へと変質したが、その役割や機能に大きな変化は見られなかったことなどを明らかにした。そしてそこから入地と土地との関係について、入地が一定領域の土地を「入地の土地」として確保・管理するような有機的な結びつきは見られず、その関係は限定的であったと指摘し、入地とは土地所有を基盤とする厳密な意味での「共同体」ではなかったと結論づけた。

つづく第三節では、入地内での知行所間対立の事例として「嘉七・由松屋敷地境一件」を検討した。ここでは、村人の生活保障を第一に担う単位は知行所であり、入地には入地居住者の生活を独自に保障するような機能は備わっておらず、また知行所間で利害対立が生じた際に、それを調停するような役割も果たし得なかったことを明らかにした。さらに台方村全体についても、知行所村役人の協同による運営形態ゆえ、知行所間対立において果たし得る役割には限界があったと指摘した。

本章での分析を通じて、台方村における入地に対する知行所の優位性が明らかになったといえる。ただこのことは、入地がいわば「生活共同体」として宗教的諸機能などを担ったことと矛盾するものではなく、第一章で明らかにされたような入地の果たした様々な役割・機能を否定するものでもない。ここで主張したいのは、入地は土地所持を基盤とする「共同体」ではなく、そのため領主などが課す負担・業務を独自に担う単位にはなり得ず、その意味で台方村が構築した村請の仕組みの総体の中に独自の位置づけを与えられていないのであって、村請の単位である知行所と入地とでは位相が異なっており、ゆえに知行所・入地の双方に関わるような矛盾が生じた際には知行所が優先されるという点である。

またこうした主張は、領主により「上」から設定された村請の枠組みが村社会を縛り続けるというような、古典的

な村請制理解への回帰を意味するわけではない。各村の土地所有と村請の仕組みは、各村を取り巻く環境の中で歴史的に形成されるのであり、台方村の入地が「共同体」たり得なかったことも、台方村が辿った歴史のなかで説明される必要がある。この点、本章では検討を加えることができなかったが、複数村との緊張をはらんだ関係のなかで存立する同地域の水利環境の特質などに規定され、土地保全・水利関係業務といった百姓の存立に関わる部分の多くが台方村全体によって担われることで、入地単位での土地保全や水利環境整備の必要性が限られたことが一つ要因として考えられるのではないか。また加えて、明屋敷が多く発生するような荒廃状況のもと、年貢や役銭の立替えが村役人らの大きな負担となるなかで、例えば松平知行所で構築された役銭徴収のための入地組など、年貢や役銭を徴収するための工夫が求められたことも、知行所の優位性を高めたと思われる。さらには、役高が固定されるなかで、年貢高が知行所単位に決定されたことも、同様の要因として想定されよう。

また、知行所という枠組み自体についても、同族団を核とした集団として捉え返されているのではないかとの展望を示した。この点はいまだ展望に留まっているが、従来の二項対立的な、小集落が「下」から創出された枠組みであり、知行所は「上」から編成された枠組みであるといった前提を、克服していく糸口ともなり得ると考えている。重要なのは、「下」からの動きとみられるものを無理に評価することではなく、実態としての機能や役割の分有や力関係を、構築された村請の仕組みのなかで理解することであろう。ただ本章は、このうちの実態部分の一端を明らかにしたに過ぎない。検討しきれなかった多くの点は、今後の課題としたい。

## 註

(1) 伊藤陽啓「近世村落における小地域集団」〔『房総の郷土史』一五、一九八七年〕。

- (2) 伊藤陽啓「近世後期相給村落における村方騒動」〔『千葉県の歴史』二九、一九八五年〕。
- (3) 伊藤陽啓「相給村落における村結合と知行所結合」〔『歴史科学と教育』七、一九八八年〕。
- (4) 伊藤陽啓「相給村落の終焉と直轄県」〔『房総の郷土史』一五、一九八七年〕。
- (5) 伊藤陽啓「相給村落における「入地」結合」〔『千葉歴史学会編「近世房総の社会と文化」高科書店、一九九四年〕。
- (6) 渡辺尚志「相給知行と豪農経営」〔『論集きんせい』一一、一九八九年。のちに同『惣百姓と近世村落』岩田書院、二〇〇七年に収録〕。

(7) 中村壘「近世相給知行主と村落共同体」〔『愛国学園大学人間文化研究紀要』一三、二〇一一年〕。

(8) こうした視角からの研究の到達点として、渡辺尚志「幕末維新时期における村と地域」〔『歴史学研究』六三八、一九九二年。のちに『史料館研究紀要』二四、一九九三年に再録。のちに同『近世村落の特質と展開』校倉書房、一九九八年に収録〕がある。

(9) 牧原成征「近世村落の村運営と村内小集落」〔『史学雑誌』一〇四―四、一九九五年。のちに同『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、二〇〇四年に収録〕。

(10) 拙稿「幕末期岡田家の地主小作関係と村落」〔渡辺尚志編『畿内の豪農経営と地域社会』思文閣出版、二〇〇八年〕。

(11) 拙稿前掲註(10)のほか、「豪農の土地所持と村落」〔渡辺尚志編『東北の村の近世』東京堂出版、二〇一一年〕など。

(12) 村落共同体の概念規定については、渡辺尚志「近世村落共同体をどう捉えるか」〔歴史科学協議会編『歴史における家族と共同体』青木書店、一九九二年。のちに同『近世村落の特質と展開』(前掲)に収録〕を参照。

(13) 台方村では知行所の枠組みを組と呼ぶこともあるが、松平知行所にのみ、その下に入地名を冠した組が存在する。以下では煩雑さを避けるため、各知行所Ⅱ組については「知行所」と呼び、松平知行所のみに見られる入地単位の組を

「入地組」もしくは「〇〇組」と呼ぶことにする。

- (14) 嘉永五年「反別名寄帳」(前嶋ネ六)。
- (15) 河野知行所の「百石割之帳」については第一章(中谷論文)を参照。
- (16) 嘉永五年「反別名寄帳」(前嶋ネ六)。
- (17) 嘉永五年「役高并役米帳」(前嶋オ七五)。
- (18) 嘉永五年「御年貢米勘定帳」(前嶋テ四三)。
- (19) 千葉県総務部文書課編『前嶋家文書目録1』(一九八八年)、当該箇所執筆者は伊藤陽啓氏。
- (20) 文化七年「日記帳」二月十九日条(前嶋イ一)。
- (21) 千葉県文書館編『有原家文書目録 上』(二〇一一年)、解題執筆者は中谷正克氏・高橋伸拓氏・宮間純一氏。
- (22) 享和二年のこの帳簿に「触元後見」という肩書が初めて現れる。肩書について補足しておけば、翌三年八月作成の「村法式」という史料では、前述の通り彦市が「触元名主」という肩書になっているが、同年八月作成の普請入用帳簿や、同年一二月作成の「本村割元帳」では彦市の肩書は単に名主となっていて、触元という肩書の有無から当該役職への就任時期を考えることは慎重を要する。これに先立つ寛政年間に、台方村四給全体を巻き込んだ「三給・一給引き分け出入り」と呼ばれる出入りが発生しているが、そのさいの史料から、この当時すでに有原彦兵衛が他の給分の名主とは異なる特別な役割を果たしていたことが分かる。『千葉県史 通史編』では、この段階ですでに有原彦兵衛が「触元」という役職を務めていた」と説明しており(『千葉県史 通史編 近世1』二〇〇八年、当該箇所執筆者は舟橋明宏氏)、有原家は名主就任当初から「触元」を務めていたと考えるのが妥当であろう。さらに言えば、有原家の就任以前においても、村内で最大規模をほこる松平知行分名主が、「触元」と呼ばれるような特別な役割を一貫して担い続けていた可能性が高い。ただ「触元」という肩書は、公式な文書にはほとんど登場しないので、以下でもこの時期の有原家の肩書については「名主」としておく。
- (23) 文政元年「寛(村方書物預証文)」(有原テ一三七)。
- (24) 文政元年「乍恐書付を以奉願上候(眼病再発に付)」(有原ク二〇三)。
- (25) 文政元年「乍恐以書付奉願上候彦兵衛体調不良に付年貢取立方御免願い」(有原ネ一二一)。
- (26) 文化一三年「乍恐書付を以御願奉申上候(借用金高み甚だ難儀に付)」(有原チ七)。
- (27) 享和二年「本村割元帳」(有原ウ一五)。
- (28) 「触元」の肩書については、前掲註(22)を参照。
- (29) 五郷組合とは東金町・大豆谷村・田中村・山田村と台方村の五村の組合であり、行斃人の処理などを担っていた。『前嶋家文書目録1』(前掲)の解説を参照のこと。
- (30) 雄蛇ヶ池については、富善一敏「近世東金地域における水利秩序と用水組合の性格について」(吉田伸之・渡辺尚志編『近世房総地域史研究』東京大学出版会、一九九三年)、『千葉県の歴史 通史編 近世1』(二〇〇八年)「コラム16 雄蛇ヶ池の用水を利用する村々」(執筆者は後藤雅知氏)、などを参照。
- (31) 享和二年「千石割元帳」(有原サ一一)。
- (32) 『千葉県史 資料編 近世3』(二〇〇一年)四七二頁、文政六年二月「郷藏屋敷・御藏帰属につき願書」。
- (33) 寛政二年「田畑反別名寄帳」(有原ウ九)、文化四年「田畑反別名寄帳」(有原ウ三一・三三二)、文化八年「田畑反別名寄帳」(前嶋又四六〜五六)、文政元年「田畑反別名寄帳」(台方区有A四〇〜四九)。
- (34) 文化八年「未年田方勘定帳」(有原ウ五六)。

- (35) 天保五年「松平様清水様三田様河野様筑紫様 田島高改」(有原コ三八)。
- (36) 天保一三年「御年貢米永皆済帳」(有原ツ三三)、嘉永四年「御年貢米永皆済帳」(有原ウ八六)。
- (37) 安政三年「百石割之帳 羽黒組」(有原ウ一〇一)。
- (38) 安政二年「反別役高帳 羽黒組」(有原ウ九五)。
- (39) 渡辺前掲註(6)の表1(著書では二四二〜二四三頁)。
- (40) 史料8の羽黒組割当額から組高を逆算すると、安政三年の羽黒組高は一二〇石余となる。その翌年(安政四年)および安政六年の「百石割之帳」には、羽黒組高が明記されていて、兩年はともに一二六石余で共通している(安政四年「百石割之帳 羽黒組」(有原二三三)、安政六年「百石割之帳 羽黒組」(有原ク六))。安政三年と四年の間の六石余の組高増加をどう理解するか、少し補足しておきたい。安政二年「反別役高帳」の彦兵衛口座の集計部末には、「一、高六石六升四合三勺 山六分万蔵分、弥勒組を分ケ羽黒組江入る」と朱書にて付記されており、彦兵衛が取得した弥勒組の土地が、いずれかの段階で羽黒組高に編入されたことが分かる。六石余という規模から考えて、この編入によって、羽黒組高が六石増加したとみて間違いなからう。ただし、「反別役高帳」におけるこうした付記はこの一件のみである。安政四年・六年の「百石割之帳」においても、「継合」は同様に行われており、組をまたいだ土地所持が完全に解消されるような再編が行われたとは考えにくい。六石分の組高変更については、「継合」に関わって村役人の所持地を小規模に組変更したものと、とりあえずは理解しておきたい。
- (41) 嘉永二年「沓番 日記控」(前嶋家文書自宅所蔵分箱一一一)。
- (42) 『千葉県の歴史 通史編 近世2』(二〇〇八年)、当該箇所執筆者は立野晃氏。
- (43) 嘉永元年「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(前嶋家自宅所蔵分箱三二二六)。
- (44) 嘉永元年「乍恐以返答書奉申上候」(前嶋家自宅所蔵分箱三二二八)。
- (45) 嘉永元年「嘉七住居屋敷掛合控」(前嶋ナ九一)。
- (46) 嘉永二年「乍恐以追訴奉申上候」(前嶋ア二三六一)。
- (47) 文化一二年「讓渡申畑屋鋪証文之事(写)」(前嶋ヌ四一九)。
- (48) 尾脇秀和「相給支配構造と株百姓の実態」(同『近世京都近郊の村と百姓』思文閣出版、二〇一四年)。
- (49) 史料1で確認した河野知行所年番名主保次郎と前名主治郎左衛門の関係からも、知行所の同族団的性格を読み取ることができよう。
- (50) 文政元年「田畑反別名寄帳」(前掲)。
- (51) 天保四年「入置申一札之事(老年の手当てとして田地譲り下さるに付)」(前嶋ト一九七)。
- (52) 嘉永元申年八月も同二酉年五月迄「字弥勒上畑屋鋪式畝式拾三步嘉七住居屋鋪不法出入願書控追願書並ニ御調書控」(前嶋シ七七)。
- (53) 同右。
- (54) 同右。
- (55) 閏四月六日「(出入一件のため出府中の近況報告に付書簡)」(前嶋フ一〇七)。
- (56) 嘉永二年「(治助と由松・長右衛門屋敷地境論所の件に付願書)」(前嶋家自宅所蔵分箱三二三〇)。
- (57) 富善前掲註(30)など。